

令和7年9月25日開会

## 下北地域広域行政事務組合議会

### 第1 2 3回定例会提案理由



ただいま上程されました 4 議案 1 報告について、提案理由及び内容の概要を御説明申し上げ、御審議の参考に供したいと存じます。

はじめに、議案第 10 号 下北地域広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正を踏まえ、仕事と育児の両立支援制度に係る情報提供、意向確認等をすることにより、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するためのものであります。

次に、議案第 11 号 下北地域広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、部分休業制度が拡充されることに伴い、所要の条文整備をするためのものであります。

次に、議案第 12 号 令和 7 年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算についてでありますが、本案は 6,391 万 6,000 円の増額補正であります。これにより歳入歳出予算総額は、63 億 5,277 万 7,000 円となります。

まず、歳出についてでありますが、議会費、総務費、衛生費及び消防費では、NHK の放送受信料に係る経費を増額しておりますほか、大間署庁舎建設事業の完了に伴い、関係予算を精算するものであります。

次に、歳入の主なものについてでありますが、繰入金の増額に伴い、分担金及び負担金を調整しておりますほか、補正財源等を調整するため財政調整基金を取り崩しております。

繰越金では、非常備消防費に係る令和 6 年度決算剰余金を計上したほか、諸収入では、関係市町村からの非常備消防費に伴う受託事業収入を繰越金との関連により調整し、減額しております。

次に、議案第13号 令和6年度下北地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算についてであります。歳入総額は68億2,412万640円で、これに対する歳出総額は67億3,154万5,597円となり、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支では7,076万9,043円の剩余金を生じた決算となっております。

この剩余金のうち6,217万9,657円を財政調整基金に積立て、残りの非常備消防費に係る剩余金858万9,386円については、翌年度に繰り越すこととしております。

次に、報告第4号 令和6年度下北地域広域行政事務組合一般会計継続費精算報告書についてでありますが、令和2年度から実施しておりました下北地域新ごみ処理施設整備事業及び令和4年度から実施しておりました大間署庁舎建設事業の継続年度が令和6年度において終了しましたので、報告するものであります。

以上をもちまして、上程されました4議案1報告について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いまして御質問により詳細御説明申し上げます。

何とぞ慎重御審議の上、原案どおり御議決及び御認定賜りますようお願い申し上げる次第であります。



令和 7 年 9 月 25 日 開会

下北地域広域行政事務組合議会  
第 1 2 3 回定例会議案



目 次

議案第 10 号	下北地域広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	5
議案第 11 号	下北地域広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	9
議案第 12 号	令和 7 年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算	13
議案第 13 号	令和 6 年度下北地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算	15
報告 第 4 号	令和 6 年度下北地域広域行政事務組合一般会計継続費精算報告書	17



## 議案第10号

### 下北地域広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

下北地域広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年9月25日提出

下北地域広域行政事務組合管理者 山本 知也

#### 提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正を踏まえ、仕事と育児の両立支援制度に係る情報提供、意向確認等をすることにより、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するためのものである。

## 下北地域広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

下北地域広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年下北地域広域行政事務組合条例第5号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「第18条の2第1項」を「第18条の3第1項」に改める。

第18条の3を第18条の4とする。

第18条の2第1項中「申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)」を「請求等」に改め、同条を第18条の3とし、第18条の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第18条の2 任命権者は、下北地域広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例（平成4年下北地域広域行政事務組合条例第2号）第21条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 下北地域広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例第21条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家

庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の下北地域広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例第18条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。



## 議案第11号

### 下北地域広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

下北地域広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年9月25日提出

下北地域広域行政事務組合管理者 山本知也

#### 提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、部分休業制度が拡充されることに伴い、所要の条文整備をするためのものである。

## 下北地域広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

下北地域広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例（平成4年下北地域広域行政事務組合条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで及び第5項」に改める。

第17条中第2号中「日数及び勤務日ごとの勤務時間」を「日数」に、「地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。次条において同じ」に改める。

第18条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第2項中「勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間」の次に「（以下「介護時間」という。）」を加え、同条第3項中「（当該非常勤職員が育児時間の次に「又は介護時間」を加え、「2時間から当該育児時間を承認されている」を「2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない」に改め、同条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の4条を加える。

### （第2号部分休業の承認）

第18条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の要求があったとき 当該残時間数  
(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第18条の3 育児休業法第19条第3項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間)

第18条の4 育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第18条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じることとなったこととする。

第19条中「職員が」の次に「育児休業法第19条第1項に規定する」を加える。

第20条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第20条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が育児休業法第19条第3項の規定による変更をしたときとする。

## 附 則

(施行規則)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の下北地域広域行政事務組組合職員の育児休業等に関する条例第18条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。



議案第12号

令和7年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算

令和7年度下北地域広域行政事務組合一般会計予算を補正することについて、  
地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年9月25日提出

下北地域広域行政事務組合管理者 山本知也

(予算書別紙)



議案第 13 号

令和 6 年度下北地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算

地方自治法第 96 条第 1 項第 3 号の規定により、令和 6 年度下北地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて、議会の認定に付す。

令和 7 年 9 月 25 日提出

下北地域広域行政事務組合管理者 山本 知也

(決算書別紙)



報告第 4 号

令和 6 年度下北地域広域行政事務組合一般会計継続費精算報告書

地方自治法施行令第 145 条第 2 項の規定により、令和 6 年度下北地域広域行政事務組合一般会計継続費精算報告書を提出する。

令和 7 年 9 月 25 日提出

下北地域広域行政事務組合管理者 山本 知也

令和6年度下北地域広域行政事務

款 項	事業名	年 度	全 体 計 画				実 支 出 済 額	
			年 割 額	左 の 財 源 内 訳				
				国・県 支 出 金	特 定 財 源	そ の 他		
4 衛生費	1 清掃費	下北地域新ごみ処理施設整備事業	2 円 0	円	円	円	円	
			3 348,773,000	124,437,000	169,700,000	54,636,000	305,772,500	
			4 3,948,715,000	1,270,499,000	1,851,000,000	827,216,000	2,805,417,500	
			5 6,583,413,000	2,072,831,000	3,111,800,000	1,398,782,000	7,019,850,000	
			6 710,000,000			710,000,000	702,704,900	
			計 11,590,901,000	3,467,767,000	5,132,500,000	2,990,634,000	10,833,744,900	
5 消防費	2 消防署費	大間署厅舎建設事業	4 174,390,000			174,390,000	70,488,867	
			5 568,044,000			568,044,000	548,466,200	
			6 423,607,000			423,607,000	492,047,133	
			計 1,166,041,000			1,166,041,000	1,111,002,200	

令和7年9月25日提出

組合一般会計継続費精算報告書

積			比較					
左の財源内訳			年割額と 支出済 額の差	左の財源内訳			一般財源	
特定財源		一般財源		特定財源		一般財源		
国・県 支出金	地方債			国・県 支出金	地方債			
円	円	円	円	円	円	円	円	円
124,437,000	169,700,000		11,635,500	△43,000,500				△43,000,500
1,270,499,000	1,851,000,000		△316,081,500	△1,143,297,500				△1,143,297,500
2,424,623,000	3,453,144,000		1,142,083,000	436,437,000	351,792,000	341,344,000		△256,699,000
	227,800,000		474,904,900	△7,295,100		227,800,000		△235,095,100
3,819,559,000	5,701,644,000		1,312,541,900	△757,156,100	351,792,000	569,144,000		△1,678,092,100
			70,488,867	△103,901,133				△103,901,133
			548,466,200	△19,577,800				△19,577,800
			492,047,133	68,440,133				68,440,133
			1,111,002,200	△55,038,800				△55,038,800

下北地域広域行政事務組合管理者 山本知也



【議案第10号・議案第11号参考資料】

下北地域広域行政事務組合議会第123回定例会

条例の一部改正議案参考資料新旧対照表



目

次

議案第10号 下北地域広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

5

議案第11号 下北地域広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表

9



議案第10号参考資料

下北地域広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改	正	案	現	行
<p>(介護休暇)</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第18条の3第1項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護をするため、任命権者が、規則で定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超せず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（規則への委任）</p> <p>第18条 （略）</p> <p><u>（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）</u></p> <p><u>第18条の2 任命権者は、下北地域広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例（平成4年下北地域広域行政事務組合条例第2号）第21条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>（1）申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u></p>			<p>(介護休暇)</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第18条の2第1項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護をするため、任命権者が、規則で定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超せず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（規則への委任）</p> <p>第18条 （略）</p>	

改 正 案	現 行
<p>(2) <u>出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置</u></p> <p>(3) <u>下北地域広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例第21条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</u></p> <p>2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) <u>対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u></p> <p>(2) <u>育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置</u></p> <p>(3) <u>対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u></p> <p>3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</p> <p>（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）</p> <p><u>第18条の3</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>請求等</u>に係る</p>	<p>（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）</p> <p><u>第18条の2</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>申告、請求又</u></p>

改	正	案	現	行
当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。			は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。	
2 (略) (勤務環境の整備に関する措置)			2 (略) (勤務環境の整備に関する措置)	
<u>第18条の4</u> (略)			<u>第18条の3</u> (略)	



議案第11号参考資料

下北地域広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改	正	案	現	行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条、第17条、第18条第3項並びに<u>第19条第1項から第3項まで及び第5項</u>の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（部分休業をすることができない職員）</p> <p>第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 勤務日の<u>日数</u>を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員  <u>（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。次条において同じ。）</u></p> <p><u>（第1号部分休業の承認）</u></p> <p>第18条 <u>育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。</u></p>			<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条、第17条、第18条第3項並びに<u>第19条第1項及び第2項</u>の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（部分休業をすることができない職員）</p> <p>第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</u></p> <p><u>（部分休業の承認）</u></p> <p>第18条 <u>部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</u></p>	

改 正 案	現 行
<p>2 労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間（以下「介護時間」という。）の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 非常勤職員に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は介護時間を承認されている場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、<u>2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない</u>時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。</p> <p><u>(第2号部分休業の承認)</u></p> <p><u>第18条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。</u></p> <p><u>(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数</u></p> <p><u>(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数</u></p>	<p>2 労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する<u>部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 非常勤職員に対する<u>部分休業</u>の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間を承認されている場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、<u>2時間から当該育児時間を承認されている</u>時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。</p>

改 正 案	現 行
<p>(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)</p> <p><u>第18条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u></p> <p>(育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間)</p> <p><u>第18条の4 育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u></p> <p>(1) <u>非常勤職員以外の職員 77時間30分</u></p> <p>(2) <u>非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間</u></p> <p>(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)</p> <p><u>第18条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じることとなることとする。</u></p> <p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p><u>第19条 職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第16条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額する。</u></p> <p>(部分休業の承認の取消事由)</p> <p><u>第20条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が育児休業法第19条第3項の規定による変更をしたときとする。</u></p>	<p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第19条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第16条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額する。</p> <p>(部分休業の承認の取消事由)</p> <p>第20条 第13条の規定は、部分休業について準用する。</p>



議案第 12 号

令和 7 年度

下北地域広域行政事務組合  
一般会計補正予算書



## 令和7年度 下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算

令和7年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ63,916千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,352,777千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月25日

下北地域広域行政事務組合  
管理者 山本知也

第1表

## 歳 入 歳 出 予 算 補 正

## 1. 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		5,014,403	△ 19,962	4,994,441
	1 負 担 金	5,014,403	△ 19,962	4,994,441
4 繰 入 金		15,000	83,608	98,608
	1 基 金 繰 入 金	15,000	83,608	98,608
5 繰 越 金		80	8,505	8,585
	1 繰 越 金	80	8,505	8,585
6 諸 収 入		259,902	△ 8,235	251,667
	2 受託事業収入	223,948	△ 8,235	215,713
歳 入 合 計		6,288,861	63,916	6,352,777

## 2. 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		5,917	54	5,971
	1 議 会 費	5,917	54	5,971
2 総 務 費		106,893	400	107,293
	1 総 務 管 理 費	106,366	400	106,766
4 衛 生 費		1,800,408	60	1,800,468
	1 清 掃 費	1,800,408	60	1,800,468
5 消 防 費		4,012,988	63,402	4,076,390
	1 消 防 本 部 費	362,369	626	362,995
	2 消 防 署 費	1,753,675	62,011	1,815,686
	3 消 防 分 署 費	1,607,423	495	1,607,918
	4 非 常 備 消 防 費	224,033	270	224,303
歳 出 合 計		6,288,861	63,916	6,352,777

## 一般会計補正予算に関する説明書

総括

(歳入)

(単位 千円)

	補正前の予算額	補正予算額	計
1. 分担金及び負担金	5,014,403	△ 19,962	4,994,441
4. 繰入金	15,000	83,608	98,608
5. 繰越金	80	8,505	8,585
6. 諸収入	259,902	△ 8,235	251,667
歳入合計	6,288,861	63,916	6,352,777

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の 予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			一般財源	
				特定財源				
				国・県支出金	地方債	その他		
1. 議会費	5,917	54	5,971				54	
2. 総務費	106,893	400	107,293				400	
4. 衛生費	1,800,408	60	1,800,468				60	
5. 消防費	4,012,988	63,402	4,076,390				63,402	
歳出合計	6,288,861	63,916	6,352,777				63,916	

## 歳入

第1款 分担金及び負担金  
第1項 負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 議会費負担金	4,917	54	4,971	1 議会費負担金	54	
2 総務費負担金	103,732	400	104,132	1 総務費負担金	400	一般管理費負担金
4 衛生費負担金	1,696,349	△ 23,068	1,673,281	1 塵芥処理費負担金	△ 23,128	塵芥処理費負担金
				2 し尿処理費負担金	60	し尿処理費負担金
5 消防費負担金	2,867,630	2,652	2,870,282	1 消防本部費負担金	626	
				2 消防署費負担金	1,531	むつ消防署費負担金 大畑消防署費負担金 大間消防署費負担金 東通消防署費負担金
				3 消防分署費負担金	495	佐井消防分署費負担金
計	5,014,403	△ 19,962	4,994,441			

## 第4款 繰入金

## 第1項 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	15,000	83,608	98,608	5 塵芥処理費繰入金	23,128	
				6 消防署費繰入金	60,480	大間署費繰入金
計	15,000	83,608	98,608			

## 第5款 繰越金

## 第1項 繰越金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 非常備消防費繰越金	80	8,505	8,585	1 むつ非常備消防費繰越金	233	前年度繰越金 <u>8,505</u>
				2 川内非常備消防費繰越金	627	
				3 大畑非常備消防費繰越金	△ 3	
				4 脇野沢非常備消防費繰越金	363	
				5 大間町非常備消防費繰越金	90	
				6 東通村非常備消防費繰越金	23	
				7 風間浦村非常備消防費繰越金	2,595	
				8 佐井村非常備消防費繰越金	4,577	
計	80	8,505	8,585			

第6款 諸収入  
第2項 受託事業収入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 消防費受託事業収入	223,948	△ 8,235	215,713	1 むつ非常備消防費受託事業収入	△ 233	前年度繰越金分 △8,505 佐井村非常備消防NHK放送受信料 270
				2 川内非常備消防費受託事業収入	△ 627	
				3 大畠非常備消防費受託事業収入	3	
				4 脇野沢非常備消防費受託事業収入	△ 363	
				5 大間町非常備消防費受託事業収入	△ 90	
				6 東通村非常備消防費受託事業収入	△ 23	
				7 風間浦村非常備消防費受託事業収入	△ 2,595	
				8 佐井村非常備消防費受託事業収入	△ 4,307	
計	223,948	△ 8,235	215,713			

歳入合計	補正前の額	補正額	計	
	6,288,861	63,916	6,352,777	

歳出

第1款 議会費 第1項 議会費				補正額の財源内訳						節		(単位 千円)	
	補の正前額	補正額	計	特定財源			一般財源	区分	金額	説明			
				国県支出金	地方債	その他				説明			
1 議会費	5,917	54	5,971				54	13 使用料及び賃借料	54	NHK放送受信料			
計	5,917	54	5,971				54						

第2款 総務費 第1項 総務管理費				補正額の財源内訳						節		(単位 千円)	
目	補の正前額	補正額	計	特定財源			一般財源	区分	金額	説明			
				国県支出金	地方債	その他				説明			
1 一般管理費	101,169	400	101,569				400	13 使用料及び賃借料	400	NHK放送受信料			
計	106,366	400	106,766				400						

第4款 衛生費 第1項 清掃費				補正額の財源内訳						節		(単位 千円)	
目	補の正前額	補正額	計	特定財源			一般財源	区分	金額	説明			
				国県支出金	地方債	その他				説明			
5 し尿処理費	681,315	60	681,375				60	13 使用料及び賃借料	60	NHK放送受信料			
計	1,800,408	60	1,800,468				60						

第5款 消防費 第1項 消防本部費				補正額の財源内訳						節		(単位 千円)	
目	補の正前額	補正額	計	特定財源			一般財源	区分	金額	説明			
				国県支出金	地方債	その他				説明			
1 本部費	359,786	626	360,412				626	13 使用料及び賃借料	626	NHK放送受信料			
計	362,369	626	362,995				626						

第5款 消防費 第2項 消防署費				補正額の財源内訳						節		(単位 千円)	
目	補の正前額	補正額	計	特定財源			一般財源	区分	金額	説明			
				国県支出金	地方債	その他				説明			
1 むつ署費	469,435	858	470,293				858	13 使用料及び賃借料	858	NHK放送受信料			
2 大畠署費	272,148	116	272,264				116	13 使用料及び賃借料	116	NHK放送受信料			
4 大間署費	299,085	61,030	360,115				61,030	13 使用料及び賃借料	550	NHK放送受信料			
								22 償還金利子及び割引料	60,480	大間署庁舎建設事業費還付金			
5 東通署費	444,971	7	444,978				7	13 使用料及び賃借料	7	NHK放送受信料			
計	1,753,675	62,011	1,815,686				62,011						

歳出

第5款 消防費 第3項 消防分署費				(単位 千円)					
目	補正の前額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特定財源			一般財源	区分	
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他							
4 佐井分署費	182,345	495	182,840				495	13 使用料及び賃借料	495 NHK放送受信料
計	1,607,423	495	1,607,918				495		

第5款 消防費 第4項 非常備消防費				(単位 千円)					
目	補正の前額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特定財源			一般財源	区分	
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他							
8 佐井村非常備消防費	27,428	270	27,698				270	13 使用料及び賃借料	270 NHK放送受信料
計	224,033	270	224,303				270		

歳出合計	補正の前額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
				特定財源				
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他					
	6,288,861	63,916	6,352,777				63,916	

# 令和7年度 市町村負担金明細書

(単位 千円)

区分 市町村	議会費			総務費			衛生費(塵芥処理費)		
	補正前	補正額	計	補正前	補正額	計	補正前	補正額	計
むつ市	2,343	25	2,368	55,507	214	55,721	690,530	0	690,530
大間町	468	5	473	9,782	38	9,820	85,360	△ 11,182	74,178
東通村	468	5	473	10,923	42	10,965	80,497	△ 11,946	68,551
風間浦村	468	5	473	6,929	27	6,956	35,540	0	35,540
佐井村	468	5	473	7,075	27	7,102	37,510	0	37,510
野辺地町	234	3	237	5,695	22	5,717	-	-	-
横浜町	234	3	237	2,832	11	2,843	-	-	-
六ヶ所村	234	3	237	4,989	19	5,008	-	-	-
計	4,917	54	4,971	103,732	400	104,132	929,437	△ 23,128	906,309

(単位 千円)

区分 市町村	衛生費(し尿処理費)			衛生費合計			消防本部費		
	補正前	補正額	計	補正前	補正額	計	補正前	補正額	計
むつ市	359,367	32	359,399	1,082,935	32	1,082,967	214,031	367	214,398
大間町	39,105	3	39,108	145,067	△ 11,179	133,888	35,690	72	35,762
東通村	45,849	4	45,853	143,733	△ 11,942	131,791	40,650	79	40,729
風間浦村	19,143	2	19,145	61,810	2	61,812	24,646	54	24,700
佐井村	20,029	2	20,031	65,032	2	65,034	25,036	54	25,090
野辺地町	89,723	8	89,731	89,723	8	89,731	-	-	-
横浜町	34,472	3	34,475	34,472	3	34,475	-	-	-
六ヶ所村	73,577	6	73,583	73,577	6	73,583	-	-	-
計	681,265	60	681,325	1,696,349	△ 23,068	1,673,281	340,053	626	340,679

(単位 千円)

区分 市町村	消防署費			消防分署費			消防費合計		
	補正前	補正額	計	補正前	補正額	計	補正前	補正額	計
むつ市	1,014,352	974	1,015,326	404,371	0	404,371	1,632,754	1,341	1,634,095
大間町	299,085	550	299,635	-	-	-	334,775	622	335,397
東通村	444,971	7	444,978	-	-	-	485,621	86	485,707
風間浦村	-	-	-	183,453	0	183,453	208,099	54	208,153
佐井村	-	-	-	181,345	495	181,840	206,381	549	206,930
野辺地町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
横浜町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
六ヶ所村	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	1,758,408	1,531	1,759,939	769,169	495	769,664	2,867,630	2,652	2,870,282

(単位 千円)

区分 市町村	合計		
	補正前	補正額	計
むつ市	3,034,633	1,612	3,036,245
大間町	517,242	△ 10,514	506,728
東通村	667,525	△ 11,809	655,716
風間浦村	290,541	88	290,629
佐井村	292,472	583	293,055
野辺地町	95,652	33	95,685
横浜町	37,538	17	37,555
六ヶ所村	78,800	28	78,828
計	5,014,403	△ 19,962	4,994,441

令和 6 年度

下北地域広域行政事務組合  
一般会計歳入歳出決算審査意見書

下北地域広域行政事務組合  
監査委員



# 目 次

## 審査意見書

1	審査の対象	1
2	審査の期間	1
3	審査の方法	1
4	審査の結果	1
5	審査意見	2

## 審査の概要

1	予算の執行状況	
(1)	歳入歳出決算概要	5
(2)	歳入	6
(3)	歳出	12
2	公有財産	
(1)	土地	18
(2)	建物	18
(3)	山林	19
(4)	動産	19
(5)	物権	19
(6)	無体財産権	19
(7)	有価証券	19
(8)	出資による権利	19
(9)	不動産の受託の受益権	19
3	物品	20
4	債権	22
5	基金の運用状況	
	財政調整基金	22

## 審査資料

資料 1	一般会計歳入決算額前年度比較表	24
資料 2	一般会計歳出決算額前年度比較表	26
資料 3	一般会計市町村別負担金納入額比較表	28

## 凡 例

- 1 文中及び各表中「前年度」は「令和 5 年度」のことをいい、「翌年度」は「令和 7 年度」のことをいう。
- 2 金額は、原則として円単位とし、円未満の端数は四捨五入した。
- 3 比率 (%) は、小数点以下第 2 位を四捨五入した。
- 4 構成比率は、合計が 100.0 となるよう一部調整した。
- 5 各表中の符号の用法は、次のとおりである。  
「△」…………… 負数  
「0.0」…………… 該当数値があるが、表示単位未満のもの（零を含む。）  
「-」…………… 該当数値のないもの、算出不能のもの

# 令和 6 年度下北地域広域行政事務組合 一般会計歳入歳出決算審査意見書

## 1 審査の対象

令和 6 年度下北地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算

## 2 審査の期間

令和 7 年 6 月 14 日から令和 7 年 8 月 26 日まで

## 3 審査の方法

審査に当たっては「下北地域広域行政事務組合監査基準」に準拠し、審査に付された歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について

- (1) 計数は、正確であるか。
- (2) 予算の執行は、法令に準拠し、適正かつ効率的であるか。
- (3) 財産の管理は、適正であるか。

などを重点として、例月出納検査の結果を参考とし、関係職員の説明を求める等により実施した。

## 4 審査の結果

審査に付された歳入歳出決算書及び附属書類の計数は、関係証拠書類と符合しており、正確であった。

予算の執行については、法令に準拠し適正かつ効率的に行われており、また、財産の管理についても、関係諸帳簿を調査した結果、適正に管理運用され、計数も正確であると認めた。

## 5 審査意見

令和6年度一般会計決算は、歳入 6,824,120,640 円、歳出 6,731,545,597 円で、前年度と比較して歳入で 8,075,978,315 円（54.2%）、歳出で 8,008,624,415 円（54.3%）減少となっている。

歳入歳出差引額は 92,575,043 円で、うち 21,806,000 円は翌年度に繰り越すことになり、その結果、実質収支は 70,769,043 円の剰余金を生じた決算となっている。

繰越額の内訳は、大湊消防署水槽付ポンプ自動車整備に係る繰越明許費 繰越額及び川内・脇野沢消防分署庁舎建設事業に係る継続費過次繰越額となっている。

歳入減少の主な要因は、下北地域新ごみ処理施設整備事業に係る衛生費負担金及び衛生債の減少のほか、大間消防署庁舎建設事業に係る消防費負担金の減少によるものである。

歳出減少の主な要因は、下北地域新ごみ処理施設整備事業及び大間消防署庁舎建設事業に係る工事請負費の減少によるものである。

### はまゆり学園について

障害児入所施設「はまゆり学園」では、福祉型障害児入所施設として指定管理者制度のもと、施設入所や短期入所、日中一時支援の各事業を実施し、入園から卒園まで包括的に支援できる優位性を活かし、生活全般において発達段階に応じた支援が行われている。

令和6年度は、指定管理3期3年目となり、その指定管理料は前年度と比較して 8,648,000 円（8.8%）増加の 106,431,000 円、補償補てん及び賠償金は前年度と比較して皆減となっているが、これは入所児童見込数を実績に合わせて変更し、運営負担金が減少したことによるものである。

施設の入所者数は、施設定員 20 名に対して令和6年度末では 10 名となっていることから、施設の性質上安定した入所者数の確保は困難であるものと思われるが、事業やサービスの充実に努められ、下北地域唯一の障害児入所施設としての役割が適切に果たされることを望む。

### 塵芥処理について

令和6年4月に供用開始された下北地域一般廃棄物等処理施設「クリー

ンセンターしもきた」については順調に稼働しており、令和6年度のごみ搬入量は、前年度と比較して約500t増加し23,396tとなったものの、焼却炉の形式がガス化改質方式からストーカ式に変更されたことによるコスト削減の効果等で、廃棄物処理等に係る委託料については67,918,320円(6.8%)減少の928,886,115円、電気料負担金等は565,069,201円(96.4%)減少の21,086,227円となっている。

また、廃棄物焼却の際に発生する余熱を利用した発電の効果により、当該施設内の需要電力の大部分を賄うことで、大幅な経費の節減につながっているものもあり、今後も循環型社会の形成を担う重要な施設として安定的かつ経済的な運営の継続を望む。

## **汚泥再生処理について**

汚泥再生処理施設「むつ衛生センター」については、構成市町村の財政負担の平準化、修繕費の効率的運用や長期購買等によるコストの抑制のため10か年の包括的運転管理業務委託契約を締結し、令和6年度は7年目となり、契約に基づいて順調に運営されている。

令和6年度は隣接する「クリーンセンターしもきた」の完成に伴い、当該施設の自家発電による余剰電力が衛生センターへ送電される仕組みが整い、電気料が10,960,165円(10.1%)節減されたことから、今後においても継続的な経費削減が期待される。

令和6年度の汚泥再生処理量は前年度と比較して1,416kℓ減少の15,713kℓとなり、浄化槽汚泥処理量は874kℓ増加の52,487kℓであった。

特に、中継貯留槽については、その全てが設置から長期間経過しており、老朽化が進んでいるため定期的な見回り及び機能検査を継続して現状把握に努め、適切な維持管理を行うとともに計画的な更新を検討しつつ、今後においても、汚泥再生処理施設全体の安定した稼働を継続し、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを望む。

## **広域消防について**

施設については、大間消防署庁舎が令和6年5月に完成し、7月から運用が開始されたところではあるが、川内・脇野沢消防分署の建設についても令和8年度の完成を目指して、建設計画にのっとり着実な進捗を期するとともに、老朽化が進んでいる消防庁舎についても、引き続き適切な維持管理に

努めることを望む。

令和7年2月に発生した岩手県大船渡市の大規模林野火災に対して緊急援助隊として出動し、通算22日間延べ64名、車両3台での派遣となり、過去最長での派遣期間となったところであるが、今後においても大規模化する各種災害に備えて引き続き災害対応力の向上が図られることを望む。

令和6年度は無人航空機（ドローン）の災害出動は7件、訓練回数は11件となっており、夜間飛行訓練や警察との合同訓練も行っていることから、今後の訓練の成果も期待されるところである。

また、地域住民を対象とした救命講習会の開催を通じて、AEDの使用法等救命に必要な応急手当の普及啓発の推進に努めており、令和6年度は88回の講習会が実施されたほか、むつ消防署において水槽付消防ポンプ自動車が更新され、消防力の充実が図られたところである。

さらには、緊急通報の多様化及び高度情報化に的確に対応するため、通信指令員育成の研修が行われ、災害通信受信時における情報収集力、指令伝達力及び口頭指導力の向上が図られている。

今後においては、大規模化、多様化する災害への対応など、これまでの経験を活かすとともに、積極的に新たな知識及び技術の習得に努め、圏域住民が安心して生活できる体制の強化が図られることを望む。

## 総 括

令和6年度の歳出決算額は、下北地域新ごみ処理施設整備事業、大間消防署庁舎建設事業の終了により、前年度より大きく減少したものとなっている。令和8年度に完成予定となっている川内・脇野沢消防分署庁舎建設事業についても資材の高騰など、事業費の増加が懸念されるところではあるが、建設が着実に進むよう望む。

また、懸案事項であったはまゆり学園の入所児童者数は増加傾向にあるものの、将来的な入所者数の見通しは不透明であることから、引き続き施設の広報等を積極的に行い、安定した経営に努められるよう望む。

今後も、負託された共同処理の事務事業については、スケールメリットを活かした効率的かつ効果的な運営を行い、質の高いサービスを提供し、住民が快適で安心して暮らせる圏域づくりを目指して取り組まれるよう望む。

# 審　查　の　概　要

## 1 予算の執行状況

### (1) 歳入歳出決算概要

令和6年度一般会計の決算額は、

歳　　入	6,824,120,640　円
歳　　出	6,731,545,597　円
差　引　額	92,575,043　円

の剩余金を生じた決算となっている。

なお、一般会計における決算収支の状況は、次表のとおりである。

### 決算収支の状況

(単位：円、%)

区　　分	6　年　度	5　年　度	比　較	
			金　額	増　減　率
歳　　入　　総　　額	6,824,120,640	14,900,098,955	△ 8,075,978,315	△ 54.2
歳　　出　　総　　額	6,731,545,597	14,740,170,012	△ 8,008,624,415	△ 54.3
歳　入　歳　出　差　引　額 ( 形　式　收　支　額 )	92,575,043	159,928,943	△ 67,353,900	△ 42.1
越　翌　す　年　度　べき　へ　財　繰　源　り	継続費過次繰越額	12,243,000	122,951,653	△ 110,708,653
	繰越明許費繰越額	9,563,000	0	9,563,000
	事　故　繰　越　額	0	0	0
	計	21,806,000	122,951,633	△ 101,145,633
実　質　收　支　額	70,769,043	36,977,310	33,791,733	91.4
单　年　度　收　支　額	33,791,733	6,924,947	26,866,786	388.0

決算額の予算現額に対する割合は、歳入で97.7%、歳出で96.4%となっており、決算額を前年度と比較すると、歳入で8,075,978,315円(54.2%)、歳出で8,008,624,415円(54.3%)の増加となっている。(「審査資料1、2」参照)

令和6年度の歳入歳出差引額(形式収支額)は92,575,043円であり、うち21,806,000円は翌年度に繰り越すことから、実質収支額は70,769,043円の剩余金を生じた決算となっている。そのうち非常備消防費の剩余金8,589,386円は翌年度の歳入に繰り越し、他の剩余金62,179,657円は財政調整基金に積立てることとしている。

## (2) 歳 入

歳入決算額前年度比較は、次表のとおりである。

歳入決算額前年度比較

(単位：円、%)

区分	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	執行率	収入率
6年度	6,983,684,633	6,978,720,640	6,824,120,640	0	154,600,000	97.7	97.8
5年度	14,899,963,333	14,900,098,955	14,900,098,955	0	0	100.0	100.0
比較	△ 7,916,278,700	△ 7,921,378,315	△ 8,075,978,315	0	154,600,000	△ 2.3	△ 2.2
増減率	△ 53.1	△ 53.2	△ 54.2	—	皆増	—	—

令和6年度の歳入決算額は 6,824,120,640 円で、予算現額に対する収入済額の割合（以下「執行率」という。）は 97.7%、調定額に対する収入済額の割合（以下「収入率」という。）は 97.8% であり、前年度と比較して執行率は 2.3 ポイント、収入率は 2.2 ポイントの低下となった。

収入済額を前年度と比較すると 8,075,978,315 円（54.2%）の減少となっている。

減少となった主なものは、第1款 分担金及び負担金 2,858,633,000 円（36.5%）、第8款 組合債 3,250,000,000 円（87.3%）である。

第1款 分担金及び負担金

(単位：円、%)

区分	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	執行率	収入率	構成比	
1 負 担 金	6年度	4,969,559,000	4,969,559,000	4,969,559,000	0	0	100.0	100.0	72.8
	5年度	7,828,192,000	7,828,192,000	7,828,192,000	0	0	100.0	100.0	52.5
	比較	△ 2,858,633,000	△ 2,858,633,000	△ 2,858,633,000	0	0	0.0	0.0	20.3
	増減率	△ 36.5	△ 36.5	△ 36.5	—	—	—	—	—

分担金及び負担金は、歳入総額の 72.8% を占め、この比率を前年度と比較すると 20.3 ポイントの上昇となっている。

収入済額は 4,969,559,000 円で、執行率、収入率ともに 100.0% である。

収入済額を前年度と比較すると 2,858,633,000 円（36.5%）の減少となっている。

なお、分担金及び負担金の項目別収入状況前年度比較は、次表のとおりである。

## 分担金及び負担金の項・目別収入状況前年度比較

(単位：円、%)

区分		6年度	5年度	比較	
				金額	増減率
負担金	1 議会費負担金	2,253,000	1,905,000	348,000	18.3
	2 総務費負担金	101,064,000	94,588,000	6,476,000	6.8
	3 民生費負担金	106,471,000	118,086,000	△ 11,615,000	△ 9.8
	4 衛生費負担金	1,592,495,000	3,634,850,000	△ 2,042,355,000	△ 56.2
	5 消防費負担金	2,905,759,000	3,742,433,000	△ 836,674,000	△ 22.4
	6 公債費負担金	261,517,000	236,330,000	25,187,000	10.7
合計		4,969,559,000	7,828,192,000	△ 2,858,633,000	△ 36.5

減少となった主なものは、第1項 負担金のうち第4目 衛生費負担金 2,042,355,000円 (56.2%) 及び第5目 消防費負担金 836,674,000円 (22.4%) である。

これは主に、下北地域新ごみ処理施設整備事業及び大間消防署庁舎建設事業の工事請負費の減少に伴う負担金の減少によるものである。

## 第2款 使用料及び手数料

(単位：円、%)

区分		予算現額	調定期額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	執行率	収入率	構成比
手数料	6年度	79,162,000	77,102,130	77,102,130	0	0	97.4	100.0	1.1
	5年度	83,285,000	83,365,210	83,365,210	0	0	100.1	100.0	0.6
	比較	△ 4,123,000	△ 6,263,080	△ 6,263,080	0	0	△ 2.7	0.0	0.5
	増減率	△ 5.0	△ 7.5	△ 7.5	—	—	—	—	—

使用料及び手数料は、歳入総額の1.1%を占め、この比率を前年度と比較すると0.5ポイントの上昇となっている。

収入済額は77,102,130円で、執行率は97.4%、収入率は100.0%である。

収入済額を前年度と比較すると6,263,080円(7.5%)の減少となっている。

### 第3款 国庫支出金

(単位：円、%)

区分		予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	執行率	収入率	構成比
国庫補助金	6年度	0	0	0	0	0	—	—	0.0
	5年度	2,424,623,000	2,424,623,000	2,424,623,000	0	0	100.0	100.0	16.3
	比較	△ 2,424,623,000	△ 2,424,623,000	△ 2,424,623,000	0	0	—	—	△ 16.3
	増減率	皆減	皆減	皆減	—	—	—	—	—

国庫支出金は、前年度と比較すると皆減となっている。

これは、下北地域新ごみ処理施設整備事業の事業実施に伴う循環型社会形成推進交付金の減によるものである。

### 第4款 財産収入

(単位：円、%)

区分		予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	執行率	収入率	構成比
財産運入用	6年度	192,000	219,894	219,894	0	0	114.5	100.0	0.0
	5年度	206,000	202,148	202,148	0	0	98.1	100.0	0.0
	比較	△ 14,000	17,746	17,746	0	0	16.4	0.0	0.0
	増減率	△ 6.8	8.8	8.8	—	—	—	—	—

財産収入は、収入済額が 219,894 円で、執行率は 114.5%、収入率は 100.0% である。

収入済額を前年度と比較すると 17,746 円 (8.8%) の増加となっている。

## 第5款 繰入金

(単位：円、%)

区分		予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	執行率	収入率	構成比
1 基 金 繰 入 金	6年度	934,521,000	930,634,289	930,634,289	0	0	99.6	100.0	13.6
	5年度	65,112,000	59,522,234	59,522,234	0	0	91.4	100.0	0.4
	比較	869,409,000	871,112,055	871,112,055	0	0	8.2	0.0	13.2
	増減率	1,335.3	1,463.5	1,463.5	—	—	—	—	—

繰入金は、歳入総額の 13.6% を占め、前年度と比較して 13.2 ポイントの上昇となっている。

収入済額は 930,634,289 円で、執行率は 99.6%、収入率は 100.0% である。

収入済額を前年度と比較すると 871,112,055 円 (1,463.5%) の増加となっている。

これは、下北地域新ごみ処理施設整備事業の工期延長に伴い、積み立てた基金を繰り入れしたことによるものである。

## 第6款 繰越金

(単位：円、%)

区分		予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	執行率	収入率	構成比
1 繰 越 金	6年度	128,554,633	128,558,700	128,558,700	0	0	100.0	100.0	1.9
	5年度	567,434,333	567,438,159	567,438,159	0	0	100.0	100.0	3.8
	比較	△ 438,879,700	△ 438,879,459	△ 438,879,459	0	0	0.0	0.0	△ 1.9
	増減率	△ 77.3	△ 77.3	△ 77.3	—	—	—	—	—

繰越金は、歳入総額の 1.9% を占め、前年度と比較して 1.9 ポイントの減少となっている。

繰越金の収入済額は 128,558,700 円で、執行率、収入率ともに 100.0% である。

収入済額を前年度と比較すると 438,879,459 円 (77.3%) の減少となっている。

これは、主に下北地域新ごみ処理施設整備事業に伴う減少である。

## 第7款 諸収入

(単位：円、%)

区分		予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	執行率	収入率	構成比
利組合預子金	6年度	1,000	529,276	529,276	0	0	52,927.6	100.0	0.0
	5年度	1,000	10,798	10,798	0	0	1,079.8	100.0	0.0
	比較	0	518,478	518,478	0	0	51,847.8	0.0	0.0
	増減率	0.0	4,801.6	4,801.6	—	—	—	—	—
收受託事入業	6年度	206,212,000	206,212,000	206,212,000	0	0	100.0	100.0	3.0
	5年度	198,077,000	198,077,000	198,077,000	0	0	100.0	100.0	1.3
	比較	8,135,000	8,135,000	8,135,000	0	0	0.0	0.0	1.7
	増減率	4.1	4.1	4.1	—	—	—	—	—
雜入	6年度	37,483,000	37,905,351	37,905,351	0	0	101.1	100.0	0.6
	5年度	9,633,000	15,268,406	15,268,406	0	0	158.5	100.0	0.1
	比較	27,850,000	22,636,945	22,636,945	0	0	△ 57.4	0.0	0.5
	増減率	289.1	148.3	148.3	—	—	—	—	—
合計	6年度	243,696,000	244,646,627	244,646,627	0	0	100.4	100.0	3.6
	5年度	207,711,000	213,356,204	213,356,204	0	0	102.7	100.0	1.4
	比較	35,985,000	31,290,423	31,290,423	0	0	△ 2.3	0.0	2.2
	増減率	17.3	14.7	14.7	—	—	—	—	—

諸収入は、歳入総額の3.6%を占め、この比率を前年度と比較すると2.2ポイントの上昇となっている。

収入済額は244,646,627円で、執行率は100.4%、収入率は100.0%である。

収入済額を前年度と比較すると31,290,423円(14.7%)の増加となっている。

増加となった主なものは、第3項 雜入 第1目 雜入22,636,945円(148.3%)などである。

これは、塵芥処理事業に係るごみ処理施設の運営事業者変更により、委託のスキームが変更されたことに伴いリサイクル資源物売却金が組合の収入となったことによる増、有償入札拠出金の増等によるものである。

## 第8款 組合債

(単位：円、%)

区分		予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	執行率	収入率	構成比
組合債	6年度	628,000,000	628,000,000	473,400,000	0	154,600,000	75.4	75.4	6.9
	5年度	3,723,400,000	3,723,400,000	3,723,400,000	0	0	100.0	100.0	25.0
	比較	△ 3,095,400,000	△ 3,095,400,000	△ 3,250,000,000	0	154,600,000	△ 24.6	△ 24.6	△ 18.1
	増減率	△ 83.1	△ 83.1	△ 87.3	-	皆増	-	-	-

組合債は、歳入総額の 6.9% を占め、この比率を前年度と比較すると 18.1 ポイントの低下となっている。

収入済額は 473,400,000 円で、執行率、収入率ともに 75.4% である。

収入済額を前年度と比較すると 3,250,000,000 円 (87.3%) の減少となっている。

減少となった主なものは、第1項 組合債 第1目 民生債 86,256,000 円 (42.3%)、同項 第3目 衛生債 3,225,344,000 円 (93.4) などである。

### (3) 歳 出

歳出決算額前年度比較は、次表のとおりである。

歳出決算額前年度比較

(単位：円、%)

区分	予算現額	支出済額	翌 年 度 繰 越 額			不 用 額	執行率
			継続費 繰 越 額	次 継 続 額	明許費 繰 越 額		
6 年 度	6,983,684,633	6,731,545,597	69,043,000	107,363,000	0	75,733,036	96.4
5 年 度	14,899,963,333	14,740,170,012	122,951,633	0	0	36,841,688	98.9
比 較	△ 7,916,278,700	△ 8,008,624,415	△ 53,908,633		0	38,891,348	△ 2.5
増 減 率	△ 53.1	△ 54.3	△ 43.8	皆増	—	105.6	—

令和 6 年度の歳出決算額は 6,731,545,597 円で、予算現額に対する支出済額の割合（以下「執行率」という。）は 96.4% であり、前年度と比較すると 2.5 ポイントの低下となっている。

支出済額を前年度と比較すると 8,008,624,415 円（54.3%）の減少となっている。

減少となった主なものは、第 2 款 総務費 942,479,703 円（90.3%）、第 4 款 衛生費 7,170,092,628 円（74.9%）である。

なお、歳出決算額の各款別構成比率及び執行率の状況は、次のとおりである。（「審査資料 2 参照」）

不用額は 75,733,036 円で、前年度と比較すると 38,891,348 円（105.6%）の増加となっている。

第 1 款 議会費

(単位：円、%)

区分	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	執行率	構成比
議会費	6 年 度	2,253,000	2,014,204	0	238,796	89.4 0.0
	5 年 度	1,905,000	1,491,765	0	413,235	78.3 0.0
	比 較	348,000	522,439	0	△ 174,439	11.1 0.0
	増 減 率	18.3	35.0	—	△ 42.2	— —

議会費は、支出済額が 20,142,104 円で、執行率は 89.4% である。

支出済額を前年度と比較すると 522,439 円（35.0%）の増加となっている。

増加となったものは、第 1 項 議会費 第 1 目 議会費 522,439 円（35.0%）である。

## 第2款 総務費

(単位：円、%)

区分		予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	執行率	構成比
総務管理費	6 年度	101,382,000	100,616,693	0	765,307	99.2	1.5
	5 年度	1,043,481,294	1,043,246,471	0	234,823	100.0	7.1
	比 較	△ 942,099,294	△ 942,629,778	0	530,484	△ 0.8	△ 5.6
	増 減 率	△ 90.3	△ 90.4	—	225.9	—	—
監査委員費	6 年度	526,000	524,854	0	1,146	99.8	0.0
	5 年度	472,000	374,779	0	97,221	79.4	0.0
	比 較	54,000	150,075	0	△ 96,075	20.4	0.0
	増 減 率	11.4	40.0	—	△ 98.8	—	—
合計	6 年度	101,908,000	101,141,547	0	766,453	99.2	1.5
	5 年度	1,043,953,294	1,043,621,250	0	332,044	100.0	7.1
	比 較	△ 942,045,294	△ 942,479,703	0	434,409	△ 0.8	△ 5.6
	増 減 率	△ 90.2	△ 90.3	—	130.8	—	—

総務費は、歳出総額の 1.5%を占め、この比率を前年度と比較すると 5.6 ポイントの低下となっている。

支出済額は 101,141,547 円で、執行率は 99.2%である。

支出済額を前年度と比較すると 942,479,703 円 (90.3%) の減少となっている。

減少となった主なものは、第1項 総務管理費 第4目 財政調整基金費 949,082,712 円 (100.0%) である。

これは、下北地域新ごみ処理施設整備事業及び大間消防署庁舎建設事業の終了に伴う積立金の減によるものである。

## 第3款 民生費

(単位：円、%)

区分		予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	執行率	構成比
児童福祉費	6 年度	106,471,000	106,470,374	0	626	100.0	1.6
	5 年度	118,086,000	118,061,885	0	24,115	100.0	0.8
	比 較	△ 11,615,000	△ 11,591,511	0	△ 23,489	0.0	0.8
	増 減 率	△ 9.8	△ 9.8	—	△ 97.4	—	—

民生費は、歳出総額の 1.6%を占め、この比率を前年度と比較すると 0.8 ポイントの上昇となっている。

支出済額は 106,470,374 円で、執行率は 100.0%である。

支出済額を前年度と比較すると 11,591,511 円 (9.8%) の減少となっている。

#### 第4款 衛生費

(単位：円、%)

区分		予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	執行率	構成比
清掃費	6 年度	2,397,324,000	2,396,425,536	0	898,464	100.0	35.6
	5 年度	9,569,431,909	9,566,518,164	0	2,913,745	100.0	64.9
	比 較	△ 7,172,107,909	△ 7,170,092,628	0	△ 2,015,281	0.0	△ 29.3
	増 減 率	△ 74.9	△ 74.9	—	△ 69.2	—	—

衛生費は、歳出総額の 35.6% を占め、この比率を前年度と比較すると 29.3 ポイントの減少となっている。

支出済額は 2,396,425,536 円で、執行率は 100.0% である。

支出済額を前年度と比較すると 7,170,092,628 円 (74.9%) の減少となっている。

減少となった主なものは、第 1 項 清掃費 第 7 目 ごみ処理施設整備事業費 6,483,386,915 円 (90.2%) である。

これは、下北地域新ごみ処理施設整備事業に係る委託料及び工事請負費の減少によるものである。

## 第5款 消防費

(単位 : 円、 %)

区分		予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	執行率	構成比
1 消 防 本 部 費	6 年 度	371,753,556	371,673,782	0	79,774	100.0	5.5
	5 年 度	346,431,000	345,967,293	0	463,707	99.9	2.3
	比 較	25,322,556	25,706,489	0	△ 383,933	0.1	3.2
	増 減 率	7.3	7.4	—	△ 82.8	—	—
2 消 防 署 費	6 年 度	2,305,606,124	2,250,166,623	0	55,439,501	97.6	33.5
	5 年 度	2,330,600,151	2,197,666,002	122,951,633	9,982,516	94.3	14.9
	比 較	△ 24,994,027	52,500,621	△ 122,951,633	45,456,985	3.3	18.6
	増 減 率	△ 1.1	2.4	皆減	455.4	—	—
3 消 防 分 署 費	6 年 度	873,898,242	799,190,501	69,043,000	5,664,741	91.5	11.9
	5 年 度	752,300,213	745,919,293	0	6,380,920	99.2	5.1
	比 較	121,598,029	53,271,208	69,043,000	△ 716,179	△ 7.7	6.8
	増 減 率	16.2	7.1	皆増	△ 11.2	—	—
4 非 常 備 消 防 費	6 年 度	211,820,000	203,403,843	0	8,416,157	96.0	3.0
	5 年 度	205,744,000	200,609,584	0	5,134,416	97.5	1.4
	比 較	6,076,000	2,794,259	0	3,281,741	△ 1.5	1.6
	増 減 率	3.0	1.4	—	63.9	—	—
5 整 消 防 備 施 設 費	6 年 度	202,147,000	94,774,870	107,363,000	9,130	46.9	1.4
	5 年 度	85,636,000	85,628,500	0	7,500	100.0	0.6
	比 較	116,511,000	9,146,370	107,363,000	1,630	△ 53.1	0.8
	増 減 率	136.1	10.7	皆増	21.7	—	—
合 計	6 年 度	3,965,224,922	3,719,209,619	176,406,000	69,609,303	93.8	55.3
	5 年 度	3,720,711,364	3,575,790,672	122,951,633	21,969,059	96.1	24.3
	比 較	244,513,558	143,418,947	53,454,367	47,640,244	△ 2.3	31.0
	増 減 率	6.6	4.0	43.5	216.9	—	—

消防費は、歳出総額の 55.3% を占め、この比率を前年度と比較すると 31.0 ポイントの上昇となっている。

支出済額は 3,719,209,619 円で、執行率は 93.8% である。

支出済額を前年度と比較すると 143,418,947 円 (4.0%) の増加となっている。

増加となった主なものは、第1項 消防本部費 第2目 消防援助活動費 7,075,766円(5,212.1%)、第3項 消防分署費 第7目 川内・脇野沢消防分署庁舎建設事業費 15,398,565円(50.8%)である。

これは、大船渡林野火災における緊急消防援助隊出動に伴う経費の増、川内・脇野沢消防分署庁舎建設事業に係る工事請負費の増加によるものである。

## 第6款 公債費

(単位：円、%)

区分		予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	執行率	構成比
公債費	6年度	406,617,000	406,284,317	0	332,683	99.9	6.0
	5年度	440,286,000	434,686,276	0	5,599,724	98.7	2.9
	比較	△ 33,669,000	△ 28,401,959	0	△ 5,267,041	1.2	3.1
	増減率	△ 7.6	△ 6.5	—	△ 94.1	—	—

公債費は、歳出総額の6.0%を占め、この比率を前年度と比較すると3.1ポイントの上昇となっている。

支出済額は406,284,317円で、執行率は99.9%である。

支出済額を前年度と比較すると28,401,959円(6.5%)の減少となっている。

減少となったものは、第1項 公債費 第1目 元金 59,294,257円(14.3%)で、これは、はまゆり学園建替事業債借換に伴う一括償還によるものである。

## 第7款 予備費

(単位：円、%)

区分		予 算 現 額			不 用 額
		当初又は補正後 予 算 額	充 用 額	計	
予備費	6年度	10,000,000	6,113,289	3,886,711	3,886,711
	5年度	10,000,000	4,410,234	5,589,766	5,589,766
	比較	0	1,703,055	△ 1,703,055	△ 1,703,055
	増減率	0.0	38.6	△ 30.5	△ 30.5

予備費は、6,113,289円を他の費目へ充用し3,886,711円が不用額となっている。

充用額を前年度と比較すると523,523円(9.4%)の増加となっている。

なお、予備費の充用状況は、次表のとおりである。

## 予備費充用状況

(単位：円、件)

款	項	目	節	充用額	件数
2 総務費	2 監査委員費	1 監査委員費	1 報酬	33,000	3
			8 旅費	22,000	3
	小計			55,000	6
5 消防費	1 消防本部費	2 消防援助費 活動費	3 職員手当等	3,824,356	1
			8 旅費	1,081,200	1
	2 消防署費	3 大湊署費	17 備品購入費	1,000,000	1
		4 大間署費	8 旅費	115,201	3
	3 消防分署費	1 川内分署費	7 報償費	2,962	1
		5 川内・脇野沢分署庁舎建設事業費	8 旅費	34,570	2
		小計		6,058,289	9
合計				6,113,289	15

充用件数は 15 件で、前年度と比較すると 9 件の増加となっている。

## 2 公有財産

### (1) 土地

(単位 : m<sup>2</sup>)

区分	前年 度 現 在 高	決算 年度 増 減 中 高	決算 年度 現 在 高
事務局	749.01	△ 749.01	0.00
民生施設	9,416.35	0.00	9,416.35
衛生施設	75,093.16	0.00	75,093.16
消防施設	21,170.70	0.00	21,170.70
合計	106,429.22	△ 749.01	105,680.21

昭和 55 年に消防署建設用地として取得していた土地を市へ譲与し、749.01 m<sup>2</sup>の減少となった。

### (2) 建物

(単位 : m<sup>2</sup>)

区分	前年 度 現 在 高	決算 年度 増 減 中 高	決算 年度 現 在 高
木造	事務局	0.00	0.00
	民生施設	0.00	0.00
	衛生施設	0.00	0.00
	消防施設	699.87	0.00
	合計	699.87	0.00
非木造	事務局	0.00	0.00
	民生施設	2,041.83	0.00
	衛生施設	17,443.69	11,205.98
	消防施設	8,605.25	2,204.72
	合計	28,090.77	13,410.70
延面積計	事務局	0.00	0.00
	民生施設	2,041.83	0.00
	衛生施設	17,443.69	11,205.98
	消防施設	9,305.12	2,204.72
	合計	28,790.64	13,410.70

下北地域新ごみ処理施設であるクリーンセンターしもきた及び大間消防署庁舎の建設事業完了に伴い合計で 13,410.70 m<sup>2</sup>の増加となった。

**(3) 山林**

山林はなかった。

**(4) 動産**

動産はなかった。

**(5) 物権**

物権はなかった。

**(6) 無体財産権**

無体財産権はなかった。

**(7) 有価証券**

有価証券はなかった。

**(8) 出資による権利**

出資による権利はなかった。

**(9) 不動産の受託の受益権**

不動産の受託の受益権はなかった。

## 3 物品

(単位：台、式、基、組)

区分	前年 度 現 在 高	決算年度中		決算年度 末 現 在 高
		増	減	
消防ポンプ自動車	1			1
水槽付消防ポンプ自動車	8	1		9
化学消防ポンプ自動車	2			2
小型動力ポンプ付水槽車	4			4
救助工作車	1			1
救急車	11		1	10
広報車	4			4
指令車	5			5
消火・通報訓練指導車	1			1
ワゴン車	3			3
マイクロバス	1			1
軽可搬消防ポンプ一式	13		4	9
資機材運搬車	4			4
軽自動車	1			1
乗用トラック	1			1
ショベルローダー	3			3
消防無線機（基地局）	1		1	0
消防無線機（移動局）	2		1	1
気象観測装置	3			3
デジタル複写機	2			2
パソコンルーム コンピューター	2			2
プレハブ物置	1			1
救助工作車用洗浄機	1			1
電動印刷機	1			1

区分	前年 度 在 現	年度 末 高	決算年度中		決算年度 末 高 在 現
			増	減	
発電機		1			1
溶接機		1			1
高圧洗浄機		2			2
可動式書棚		8			8
丁合機		1			1
体力鍛成マシーン		3			3
除雪機		3			3
シユミレーター		2			2
空気呼吸器		1			1
油圧式カッター		1		1	0
排煙設備		1			1
フォーアクリフト		3		3	0
模擬消火訓練装置		1			1
高度救命処置用資機材		7		1	6
援助隊用支援資機材		1			1
除細動器		6	1		7
水難救助艇		1			1
低温チューブ乾燥棚		1			1
消防指令センター 指令台機器		1			1
ペットボトル圧縮梱包機		1		1	0
三連梯子		1			1
消防救急デジタル 無線機器		1			1
消防情報ネットワーク システム		1			1
煙道		1			1

区分	前年 度 現 在 高	決算年度中		決算年度末 現 在 高
		増	減	
救助資機材	1			1
熱画像直視装置	1			1
無人航空機（ドローン）	1			1
呼吸器用高压空気圧縮機	1			1
UTM(ネットワークセキュリティーシステム)	0	1		1
合計	130	3	13	120

注：取得金額が1件50万円以上の重要物品を記載した。

物品は、むつ署水槽付ポンプ自動車の購入等により3件増加した。

#### 4 債権

債権はなかった。

#### 5 基金の運用状況

##### 財政調整基金

(単位：円)

区分	前年 度 現 在 高	決算年度中		決算年度末 現 在 高
		増	減	
基金の額	974,697,947 (974,698,036)	54,506,226 (61,721,899)	935,074,456 (941,010,012)	94,129,717 (95,409,923)

注：表の下段は、令和6年度の出納整理期間中の増減を含む。

令和6年度の増加高54,506,226円の内訳は、基金積立金54,498,243円と基金運用収益7,983円であり、減少高は、財源不足を補うための取崩額935,074,456円である。

この結果、決算年度末現在高は94,129,717円となっている

# 審查資料

## 資料1

## 一般会計歳入決算額

区分		予 算 現 額	調 定 額	收
		(A)	(B)	金 額 (C)
1 分担金及び負担金	6 年度	4,969,559,000	4,969,559,000	4,969,559,000
	5 年度	7,828,192,000	7,828,192,000	7,828,192,000
	比 較	△ 2,858,633,000	△ 2,858,633,000	△ 2,858,633,000
	増 減 率	△ 36.5	△ 36.5	△ 36.5
2 使用料及び手数料	6 年度	79,162,000	77,102,130	77,102,130
	5 年度	83,285,000	83,365,210	83,365,210
	比 較	△ 4,123,000	△ 6,263,080	△ 6,263,080
	増 減 率	△ 5.0	△ 7.5	△ 7.5
3 国庫支出金	6 年度	0	0	0
	5 年度	2,424,623,000	2,424,623,000	2,424,623,000
	比 較	△ 2,424,623,000	△ 2,424,623,000	△ 2,424,623,000
	増 減 率	皆減	皆減	皆減
4 財産収入	6 年度	192,000	219,894	219,894
	5 年度	206,000	202,148	202,148
	比 較	△ 14,000	17,746	17,746
	増 減 率	△ 6.8	8.8	8.8
5 繰入金	6 年度	934,521,000	930,634,289	930,634,289
	5 年度	65,112,000	59,522,234	59,522,234
	比 較	869,409,000	871,112,055	871,112,055
	増 減 率	1,335.3	1,463.5	1,463.5
6 繰越金	6 年度	128,554,633	128,558,700	128,558,700
	5 年度	567,434,333	567,438,159	567,438,159
	比 較	△ 438,879,700	△ 438,879,459	△ 438,879,459
	増 減 率	△ 77.3	△ 77.3	△ 77.3
7 諸収入	6 年度	243,696,000	244,646,627	244,646,627
	5 年度	207,711,000	213,356,204	213,356,204
	比 較	35,985,000	31,290,423	31,290,423
	増 減 率	17.3	14.7	14.7
8 組合債	6 年度	628,000,000	628,000,000	473,400,000
	5 年度	3,723,400,000	3,723,400,000	3,723,400,000
	比 較	△ 3,095,400,000	△ 3,095,400,000	△ 3,250,000,000
	増 減 率	△ 83.1	△ 83.1	△ 87.3
合計	6 年度	6,983,684,633	6,978,720,640	6,824,120,640
	5 年度	14,899,963,333	14,900,098,955	14,900,098,955
	比 較	△ 7,916,278,700	△ 7,921,378,315	△ 8,075,978,315
	増 減 率	△ 53.1	△ 53.2	△ 54.2

# 前 年 度 比 較 表

(単位: 円、%)

入 済 額			不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額
構 成 比	対予算 (C)/(A)	対調定 (C)/(B)		
72.8	100.0	100.0	0	0
52.5	100.0	100.0	0	0
20.3	0.0	0.0	0	0
—	—	—	—	—
1.1	97.4	100.0	0	0
0.6	100.1	100.0	0	0
0.5	△ 2.7	0.0	0	0
—	—	—	—	—
0.0	—	—	0	0
16.3	100.0	100.0	0	0
△ 16.3	—	—	0	0
—	—	—	—	—
0.0	114.5	100.0	0	0
0.0	98.1	100.0	0	0
0.0	16.4	0.0	0	0
—	—	—	—	—
13.6	99.6	100.0	0	0
0.4	91.4	100.0	0	0
13.2	8.2	0.0	0	0
—	—	—	—	—
1.9	100.0	100.0	0	0
3.8	100.0	100.0	0	0
△ 1.9	0.0	0.0	0	0
—	—	—	—	—
3.6	100.4	100.0	0	0
1.4	102.7	100.0	0	0
2.2	△ 2.3	0.0	0	0
—	—	—	—	—
7.0	75.4	75.4	0	154,600,000
25.0	100.0	100.0	0	0
△ 18.0	△ 24.6	△ 24.6	0	154,600,000
—	—	—	—	皆 増
100.0	97.7	97.8	0	154,600,000
100.0	100.0	100.0	0	0
0.0	△ 2.3	△ 2.2	0	154,600,000
—	—	—	—	皆 増

## 資料2

## 一般会計歳出決算額

区分	年度	予 算 現 額	支
			金額
1 議 会 費	6 年 度	2,253,000	2,014,204
	5 年 度	1,905,000	1,491,765
	比 較	348,000	522,439
	増 減 率	18.3	35.0
2 総 務 費	6 年 度	101,908,000	101,141,547
	5 年 度	1,043,953,294	1,043,621,250
	比 較	△ 942,045,294	△ 942,479,703
	増 減 率	△ 90.2	△ 90.3
3 民 生 費	6 年 度	106,471,000	106,470,374
	5 年 度	118,086,000	118,061,885
	比 較	△ 11,615,000	△ 11,591,511
	増 減 率	△ 9.8	△ 9.8
4 衛 生 費	6 年 度	2,397,324,000	2,396,425,536
	5 年 度	9,569,431,909	9,566,518,164
	比 較	△ 7,172,107,909	△ 7,170,092,628
	増 減 率	△ 74.9	△ 74.9
5 消 防 費	6 年 度	3,965,224,922	3,719,209,619
	5 年 度	3,720,711,364	3,575,790,672
	比 較	244,513,558	143,418,947
	増 減 率	6.6	4.0
6 公 債 費	6 年 度	406,617,000	406,284,317
	5 年 度	440,286,000	434,686,276
	比 較	△ 33,669,000	△ 28,401,959
	増 減 率	△ 7.6	△ 6.5
7 予 備 費	6 年 度	3,886,711	0
	5 年 度	5,589,766	0
	比 較	△ 1,703,055	0
	増 減 率	△ 30.5	—
合 計	6 年 度	6,983,684,633	6,731,545,597
	5 年 度	14,899,963,333	14,740,170,012
	比 較	△ 7,916,278,700	△ 8,008,624,415
	増 減 率	△ 53.1	△ 54.3

# 前 年 度 比 較 表

(単位：円、%)

出 濟 額		翌 年 度 繰 越 額	不 用 額
構 成 比	対 予 算		
0.0	89.4	0	238,796
0.0	78.3	0	413,235
0.0	11.1	0	△ 174,439
—	—	—	△ 42.2
1.5	99.2	0	766,453
7.1	100.0	0	332,044
△ 5.6	△ 0.8	0	434,409
—	—	—	130.8
1.6	100.0	0	626
0.8	100.0	0	24,115
0.8	0.0	0	△ 23,489
—	—	—	△ 97.4
35.6	100.0	0	898,464
64.9	100.0	0	2,913,745
△ 29.3	0.0	0	△ 2,015,281
—	—	—	△ 69.2
55.3	93.8	176,406,000	69,609,303
24.3	96.1	122,951,633	21,969,059
31.0	△ 2.3	53,454,367	47,640,244
—	—	43.5	216.9
6.0	99.9	0	332,683
2.9	98.7	0	5,599,724
3.1	1.2	0	△ 5,267,041
—	—	—	△ 94.1
0.0	0.0	0	3,886,711
0.0	0.0	0	5,589,766
0.0	0.0	0	△ 1,703,055
—	—	—	△ 30.5
100	96.4	176,406,000	75,733,036
100.0	98.9	122,951,633	36,841,688
△ 0.0	△ 2.5	53,454,367	38,891,348
—	—	43.5	105.6

## 資料3

## 一般会計市町村別

区分	年度	むつ市	大間町	東通村	風間浦村
議会費	6年度	1,072,000	215,000	215,000	215,000
	5年度	908,000	181,000	181,000	181,000
	比較	164,000	34,000	34,000	34,000
	増減率	18.1	18.8	18.8	18.8
総務費	6年度	54,079,000	9,531,000	10,643,000	6,751,000
	5年度	50,614,000	8,920,000	9,961,000	6,318,000
	比較	3,465,000	611,000	682,000	433,000
	増減率	6.8	6.8	6.8	6.9
民生費	6年度	70,910,000	8,677,000	15,161,000	5,792,000
	5年度	76,674,000	9,623,000	13,532,000	6,425,000
	比較	△ 5,764,000	△ 946,000	1,629,000	△ 633,000
	増減率	△ 7.5	△ 9.8	12.0	△ 9.9
塵芥処理費	6年度	652,716,000	80,113,000	77,328,000	34,086,000
	5年度	2,136,662,000	250,004,000	257,541,000	115,643,000
	比較	△ 1,483,946,000	△ 169,891,000	△ 180,213,000	△ 81,557,000
	増減率	△ 69.5	△ 68.0	△ 70.0	△ 70.5
し尿処理費	6年度	359,661,000	53,610,000	58,391,000	23,950,000
	5年度	382,433,000	55,927,000	61,840,000	25,265,000
	比較	△ 22,772,000	△ 2,317,000	△ 3,449,000	△ 1,315,000
	増減率	△ 6.0	△ 4.1	△ 5.6	△ 5.2
消防本部費	6年度	221,174,000	37,210,000	42,309,000	25,815,000
	5年度	210,947,000	34,838,000	39,811,000	23,968,000
	比較	10,227,000	2,372,000	2,498,000	1,847,000
	増減率	4.8	6.8	6.3	7.7
署・分署費	6年度	1,483,651,000	283,297,000	424,563,000	187,176,000
	5年度	1,362,909,000	1,327,487,000	376,810,000	176,327,000
	比較	120,742,000	△ 1,044,190,000	47,753,000	10,849,000
	増減率	8.9	△ 78.7	12.7	6.2
民生債	6年度	40,050,000	6,321,000	6,947,000	3,970,000
	5年度	42,068,000	6,642,000	7,294,000	4,169,000
	比較	△ 2,018,000	△ 321,000	△ 347,000	△ 199,000
	増減率	△ 4.8	△ 4.8	△ 4.8	△ 4.8
衛生債	6年度	34,880,000	3,941,000	4,210,000	2,029,000
	5年度	8,887,000	2,627,000	2,808,000	1,353,000
	比較	25,993,000	1,314,000	1,402,000	676,000
	増減率	292.5	50.0	49.9	50.0
消防債	6年度	104,284,000	12,908,000	15,826,000	10,305,000
	5年度	101,377,000	12,842,000	15,753,000	10,255,000
	比較	2,907,000	66,000	73,000	50,000
	増減率	2.9	0.5	0.5	0.5
当利子貸越分	6年度	0	0	0	0
	5年度	3,676,000	415,000	443,000	214,000
	比較	△ 3,676,000	△ 415,000	△ 443,000	△ 214,000
	増減率	皆減	皆減	皆減	皆減
合計	6年度	3,022,477,000	495,823,000	655,593,000	300,089,000
	5年度	4,377,155,000	1,709,506,000	785,974,000	370,118,000
	比較	△ 1,354,678,000	△ 1,213,683,000	△ 130,381,000	△ 70,029,000
	増減率	△ 30.9	△ 71.0	△ 16.6	△ 18.9

# 負 担 金 納 入 額 比 較 表

(単位: 円、%)

佐 井 村	野 辺 地 町	横 浜 町	六 ヶ 所 村	合 計
215,000	107,000	107,000	107,000	2,253,000
181,000	91,000	91,000	91,000	1,905,000
34,000	16,000	16,000	16,000	348,000
18.8	17.6	17.6	17.6	18.3
6,893,000	5,548,000	2,758,000	4,861,000	101,064,000
6,451,000	5,193,000	2,582,000	4,549,000	94,588,000
442,000	355,000	176,000	312,000	6,476,000
6.9	6.8	6.8	6.9	6.8
5,931,000	0	0	0	106,471,000
11,832,000	0	0	0	118,086,000
△ 5,901,000	0	0	0	△ 11,615,000
△ 49.9	—	—	—	△ 9.8
36,070,000	0	0	0	880,313,000
120,613,000	0	0	0	2,880,463,000
△ 84,543,000	0	0	0	△ 2,000,150,000
△ 70.1	—	—	—	△ 69.4
24,971,000	87,210,000	33,371,000	71,018,000	712,182,000
26,517,000	92,243,000	35,350,000	74,812,000	754,387,000
△ 1,546,000	△ 5,033,000	△ 1,979,000	△ 3,794,000	△ 42,205,000
△ 5.8	△ 5.5	△ 5.6	△ 5.1	△ 5.6
26,222,000	0	0	0	352,730,000
24,359,000	0	0	0	333,923,000
1,863,000	0	0	0	18,807,000
7.6	—	—	—	5.6
174,342,000	0	0	0	2,553,029,000
164,977,000	0	0	0	3,408,510,000
9,365,000	0	0	0	△ 855,481,000
5.7	—	—	—	△ 25.1
3,962,000	0	0	0	61,250,000
4,161,000	0	0	0	64,334,000
△ 199,000	0	0	0	△ 3,084,000
△ 4.8	—	—	—	△ 4.8
2,139,000	0	0	0	47,199,000
1,426,000	0	0	0	17,101,000
713,000	0	0	0	30,098,000
50.0	—	—	—	176.0
9,745,000	0	0	0	153,068,000
9,694,000	0	0	0	149,921,000
51,000	0	0	0	3,147,000
0.5	—	—	—	2.1
0	0	0	0	0
226,000	0	0	0	4,974,000
△ 226,000	0	0	0	△ 4,974,000
皆 減	—	—	—	皆 減
290,490,000	92,865,000	36,236,000	75,986,000	4,969,559,000
370,437,000	97,527,000	38,023,000	79,452,000	7,828,192,000
△ 79,947,000	△ 4,662,000	△ 1,787,000	△ 3,466,000	△ 2,858,633,000
△ 21.6	△ 4.8	△ 4.7	△ 4.4	△ 36.5



令和 6 年度

# 主要施策の実績報告書

下北地域広域行政事務組合



# 目 次

## 財政の状況について

### 令和6年度一般会計歳入歳出決算

1. 決算の状況	
(1) 岁入	1
(2) 岁出	2
(3) 決算規模の年度別推移（過去10年間）	3
2. 性質別歳出決算の状況	4
3. 地方債の状況	5
4. 負担金の状況（市町村別一覧）	6

## 主要な施策の成果

1. 民生費 児童福祉事業	7
2. 衛生費 (1) 塵芥処理事業 (2) し尿処理事業 (3) 下北地域新ごみ処理施設整備事業	8 9 10
3. 消防費 (1) 常備・非常備消防事業 (2) 消防・救急活動状況等 (3) 川内・脇野沢消防分署建設事業 (4) 大間署庁舎建設事業	11 12 13 14



# 財政の状況について



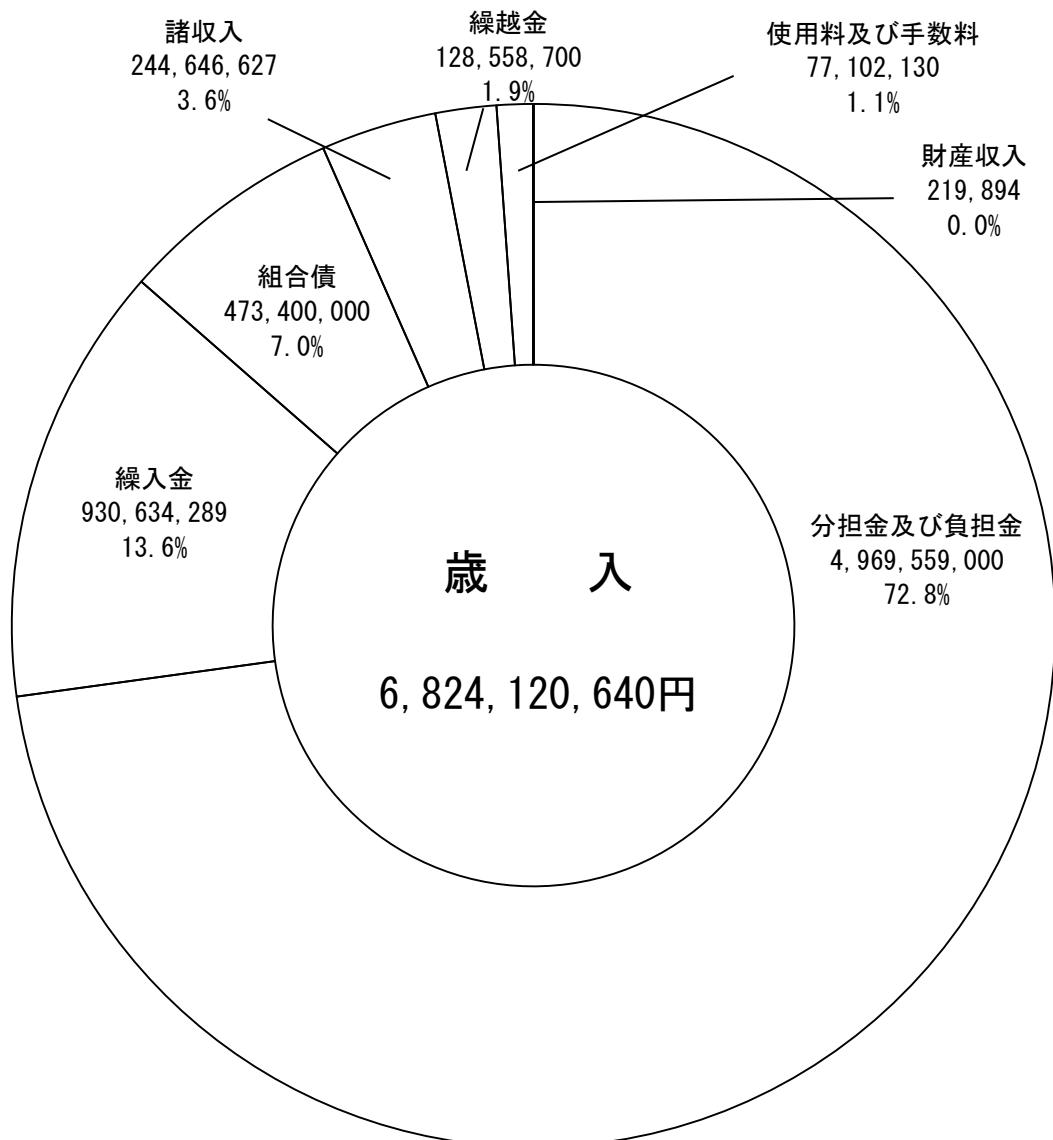
## 令和6年度一般会計歳入歳出決算

### 1. 決算の状況

#### (1) 岁入

(単位：円)

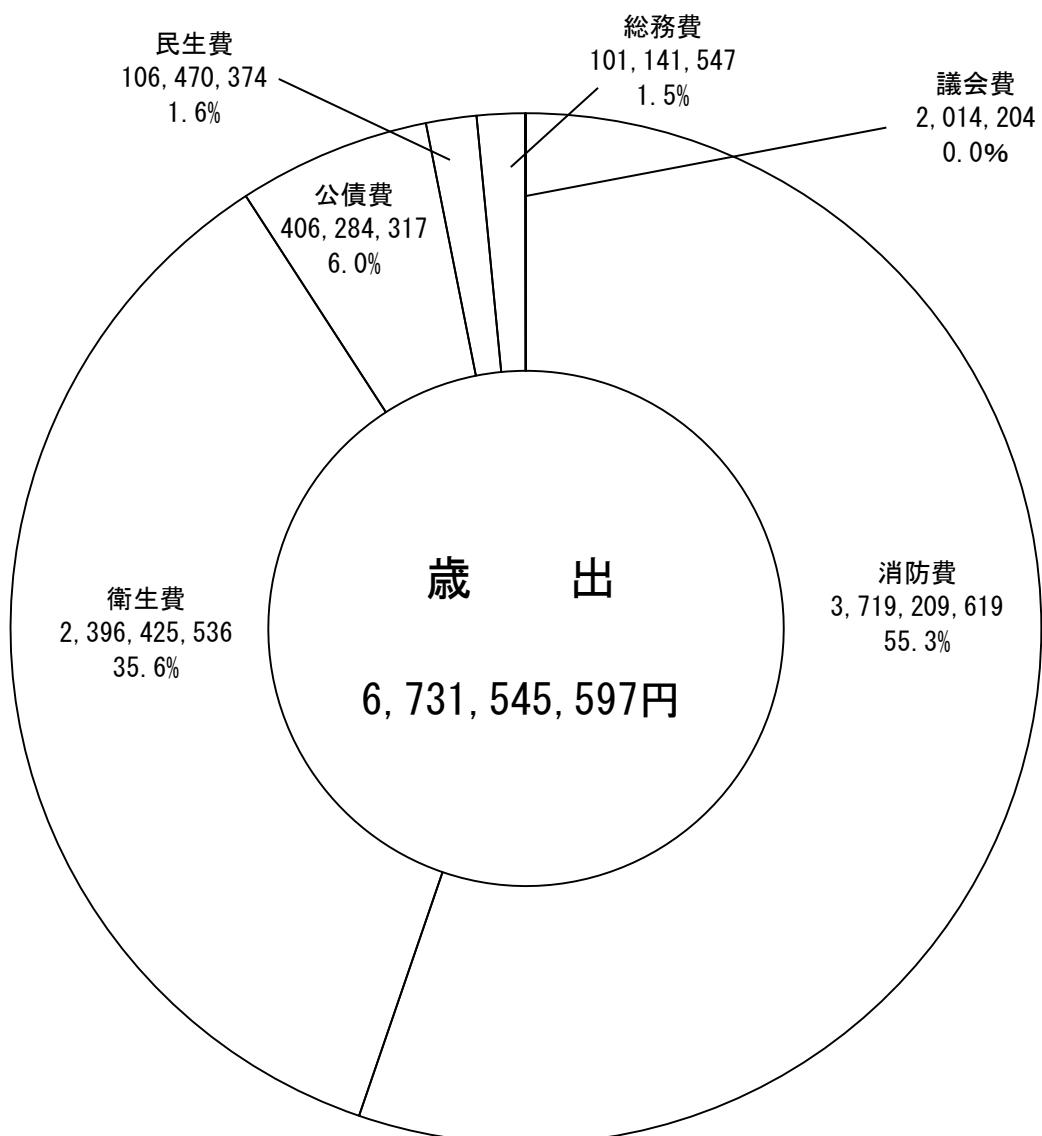
区分	令和6年度 決算額 (A)	令和5年度 決算額 (B)	比較		(A) の構成比 %
			増減額 A-B(C)	増減率 C/B% (D)	
1 分担金及び負担金	4,969,559,000	7,828,192,000	▲ 2,858,633,000	▲ 36.5	72.8
2 使用料及び手数料	77,102,130	83,365,210	▲ 6,263,080	▲ 7.5	1.1
3 国庫支出金	0	2,424,623,000	▲ 2,424,623,000	100.0	0.0
4 財産収入	219,894	202,148	17,746	8.8	0.0
5 繰入金	930,634,289	59,522,234	871,112,055	1463.5	13.6
6 繰越金	128,558,700	567,438,159	▲ 438,879,459	▲ 77.3	1.9
7 諸収入	244,646,627	213,356,204	31,290,423	14.7	3.6
8 組合債	473,400,000	3,723,400,000	▲ 3,250,000,000	▲ 87.3	7.0
合計	6,824,120,640	14,900,098,955	▲ 8,075,978,315	▲ 54.2	100.0



## (2) 岁出

(単位：円)

区分	令和6年度 決算額 (A)	令和5年度 決算額 (B)	比較		(A) の構成比 %
			増減額 A-B(C)	増減率 C/B% (D)	
1 議会費	2,014,204	1,491,765	522,439	35.0	0.0
2 総務費	101,141,547	1,043,621,250	▲ 942,479,703	▲ 90.3	1.5
3 民生費	106,470,374	118,061,885	▲ 11,591,511	▲ 9.8	1.6
4 衛生費	2,396,425,536	9,566,518,164	▲ 7,170,092,628	▲ 74.9	35.6
5 消防費	3,719,209,619	3,575,790,672	143,418,947	4.0	55.3
6 公債費	406,284,317	434,686,276	▲ 28,401,959	▲ 6.5	6.0
7 予備費	0	0	0	-	0.0
合 計	6,731,545,597	14,740,170,012	▲ 8,008,624,415	▲ 54.3	100.0



## (3) 決算規模の年度別推移（過去 10 年間）

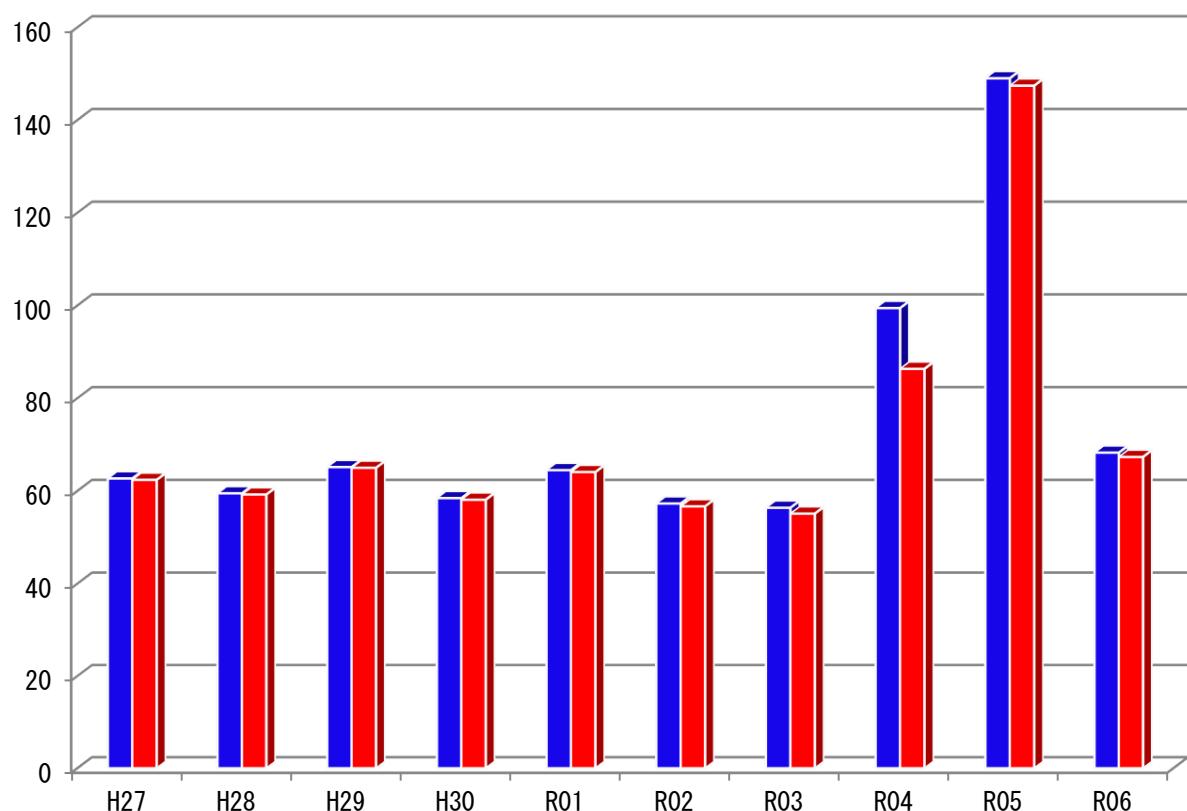
(単位：千円)

	歳 入			歳 出			差 引		翌年度に繰 越すべき財 源	実質 収支
	決算額 A	増減額 B	対 前年比 %	決算額 C	増減額 D	対 前年比 %	決算額 A-C	増減額 B-D		
平成27年度	6,267,902	▲1,344,964	▲17.7	6,237,875	▲1,353,930	▲17.8	30,027	8,966		30,027
平成28年度	5,946,682	▲321,220	▲5.1	5,921,643	▲316,232	▲5.1	25,039	▲4,988		25,039
平成29年度	6,512,442	565,760	9.5	6,496,958	575,315	9.7	15,484	▲9,555		15,484
平成30年度	5,843,741	▲668,701	▲10.3	5,808,557	▲688,401	▲10.6	35,184	19,700		35,184
令和元年度	6,447,458	603,717	10.3	6,405,519	596,962	10.3	41,939	6,755		41,939
令和2年度	5,726,198	▲721,260	▲11.2	5,666,245	▲739,274	▲11.5	59,953	18,014		59,953
令和3年度	5,636,079	▲90,119	▲1.6	5,509,597	▲156,648	▲2.8	126,482	66,529	72,413	54,069
令和4年度	9,943,161	4,307,082	76.4	8,632,501	3,122,904	56.7	1,310,660	1,184,178	1,280,608	30,052
令和5年度	14,900,099	4,956,938	49.9	14,740,170	6,107,669	70.8	159,929	▲1,150,731	122,952	36,977
令和6年度	6,824,121	▲8,075,978	▲54.2	6,731,546	▲8,008,624	▲54.3	92,575	▲67,354	21,806	70,769

決算規模の年度別推移

億円

■ 歳入  
■ 歳出

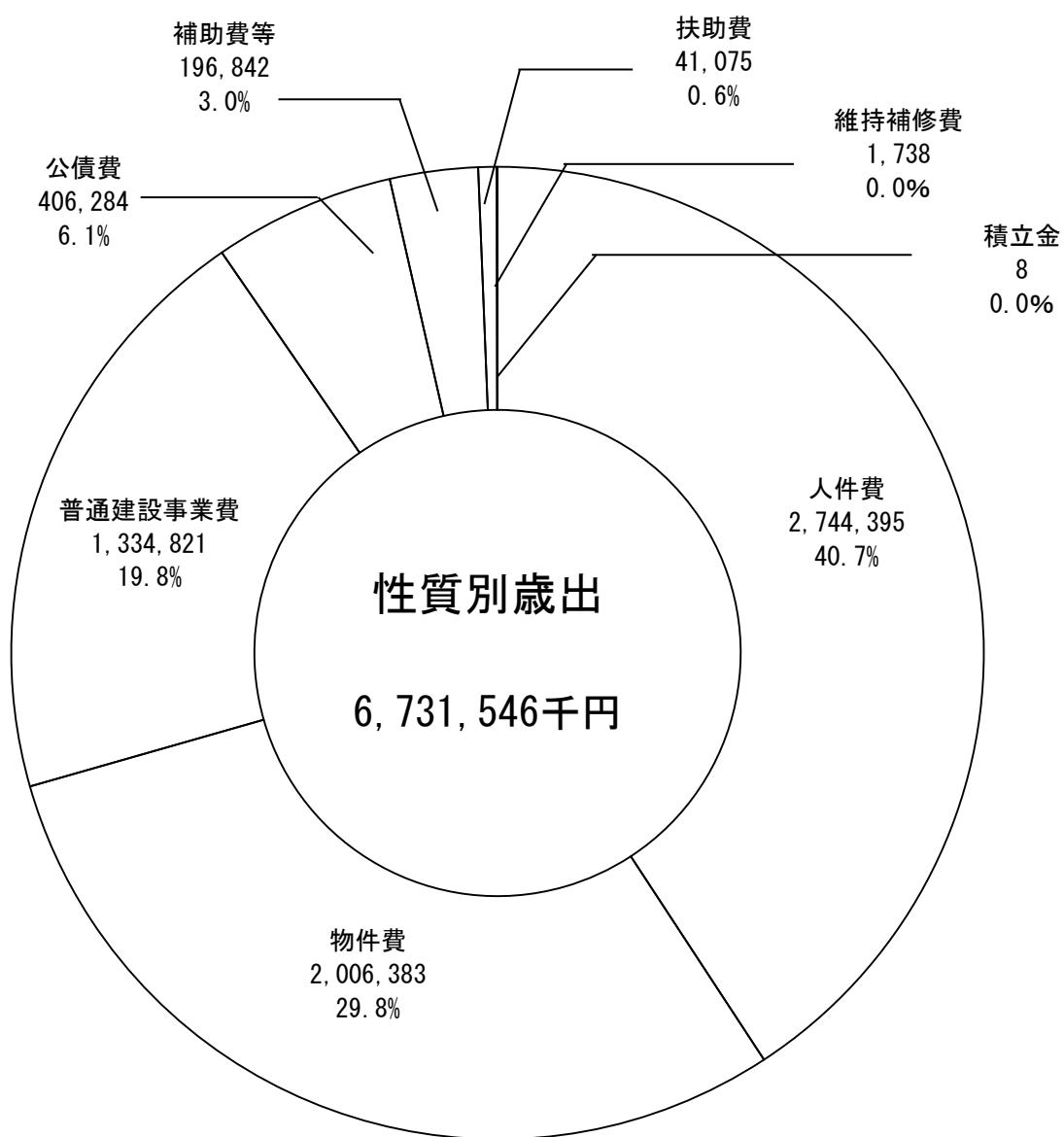


## 2. 性質別歳出決算の状況

歳出

(単位 : 千円)

区分	令和6年度 決算額 (A)	令和5年度 決算額 (B)	比較		(A) の構成比 %
			増減額 A-B(C)	増減率 C/B% (D)	
人件費	2,744,395	2,583,344	161,051	6.2	40.7
物件費	2,006,383	2,356,129	▲ 349,746	▲ 14.8	29.8
維持補修費	1,738	2,627	▲ 889	▲ 33.8	0.0
扶助費	41,075	30,785	10,290	33.4	0.6
補助費等	196,842	699,296	▲ 502,454	▲ 71.9	3.0
公債費	406,284	434,686	▲ 28,402	▲ 6.5	6.1
積立金	8	949,091	▲ 949,083	▲ 99.9	0.0
普通建設事業費	1,334,821	7,684,212	▲ 6,349,391	▲ 82.6	19.8
合計	6,731,546	14,740,170	▲ 8,008,624	▲ 54.3	100.0

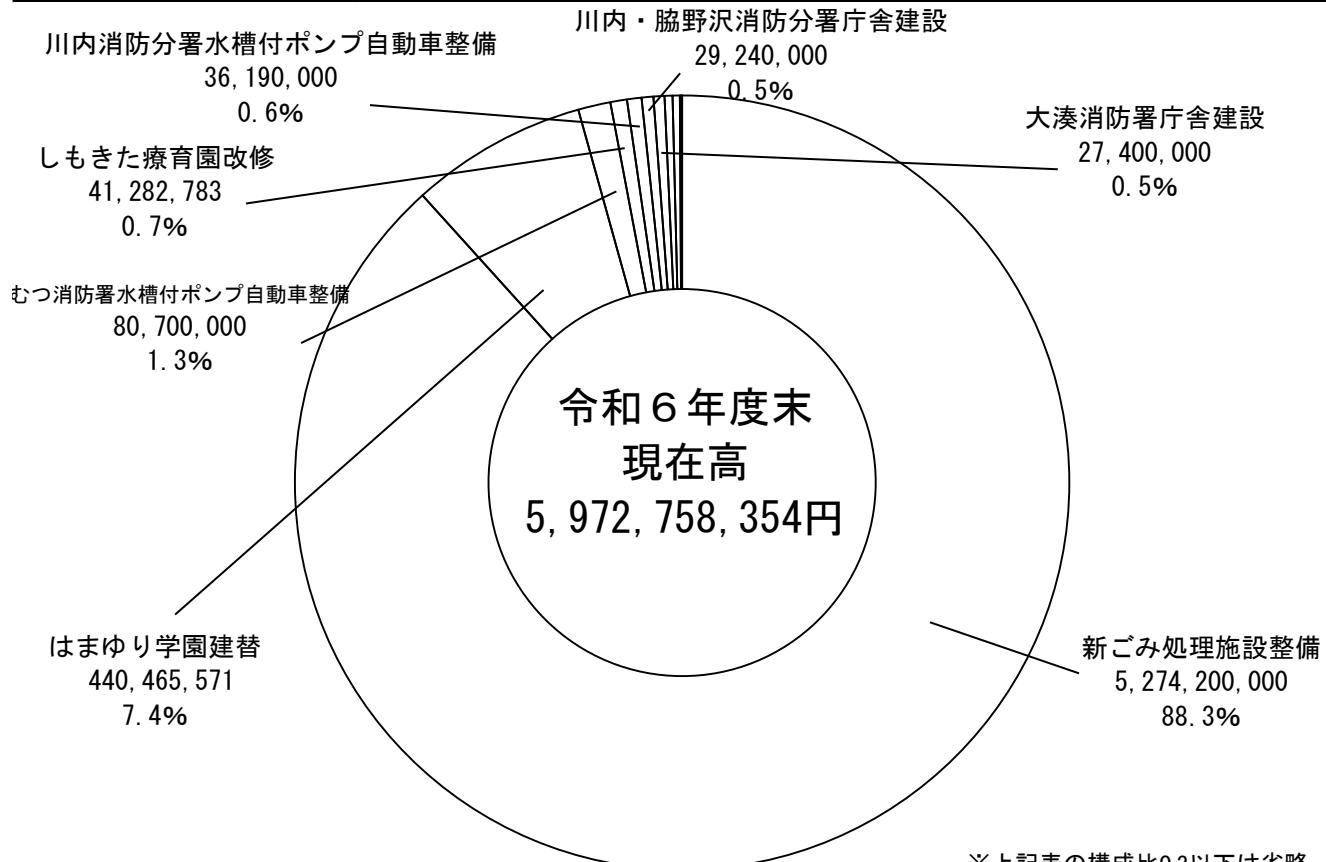


### 3. 地方債の状況

地方債明細書

(単位 : 円)

区分 事業名(発行件数)	発行年度	発行総額	令和6年度元金償還額	令和6年度末未償還元金	構成比(%)	利 率(%)	最終償還年度
1 しもきた療育園改修(2)	H21	127,400,000	7,654,845	41,282,783	0.7	0.470~1.70	R12
2 はまゆり学園建替(9)	H24~R6	789,856,000	167,586,525	440,465,571	7.4	0.20~1.10	R17
3 新ごみ処理施設整備(4)	R3~R6	5,274,200,000	0	5,274,200,000	88.3	0.01~1.459	R26
4 消防救急デジタル無線整備(1)	H26	983,500,000	99,237,063	0	0.0	0.20	R6
5 大湊署庁舎建設(2)	H26~R6	74,000,000	30,160,000	27,400,000	0.5	0.503~1.08	R16
6 高機能指令センター改修(2)	R1~R2	51,000,000	10,200,000	2,200,000	0.0	0.002~0.003	R7
7 本部・むつ署非常用照明改修(1)	R2	2,800,000	560,000	560,000	0.0	0.34	R7
8 むつ署オーバースライダー改修(1)	R2	2,400,000	480,000	480,000	0.0	0.34	R7
9 大湊消防署化学車整備(1)	R2	99,000,000	19,800,000	19,800,000	0.3	0.003	R7
10 大畠消防署高規格救急自動車整備(1)	R4	30,000,000	6,000,000	18,000,000	0.3	0.20	R9
11 川内消防分署水槽付ポンプ自動車整備(1)	R5	51,700,000	10,340,000	36,190,000	0.6	0.20	R10
12 消防本部ドローン整備(1)	R5	2,800,000	560,000	2,240,000	0.1	0.81	R10
13 川内・脇野沢消防分署庁舎建設(2)	R5~R6	31,600,000	2,360,000	29,240,000	0.5	0.81~1.46	R12
14 むつ消防署水槽付ポンプ自動車整備(1)	R6	80,700,000	0	80,700,000	1.3	1.51	R11
合 計		7,600,956,000	354,938,433	5,972,758,354	100.0		

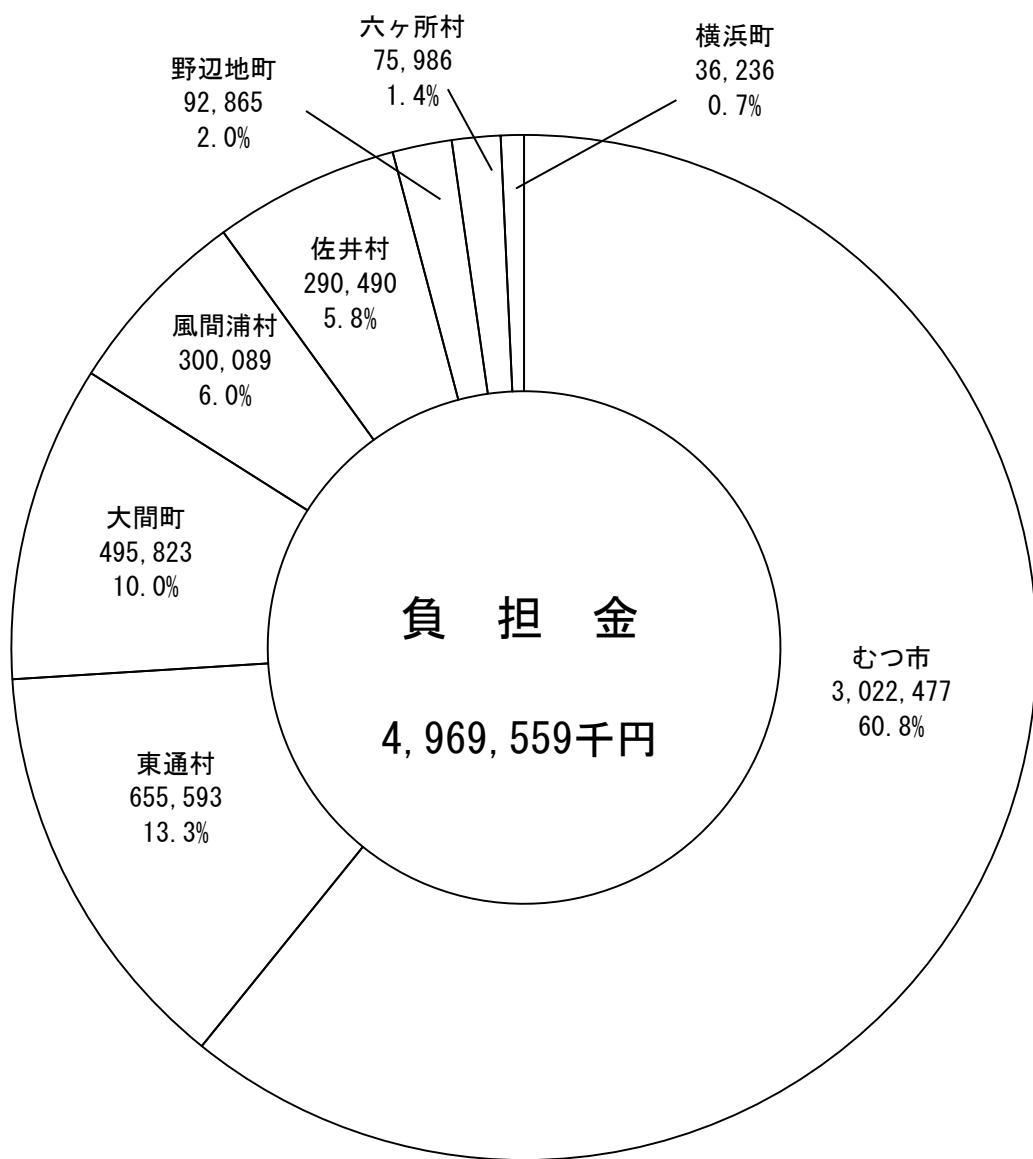


#### 4. 負担金の状況（市町村別一覧）

令和6年度市町村負担金明細

(単位：千円)

	議会費	総務費	民生費	衛生費	消防費	公債費	合計	構成比 (%)
むつ市	1,072	54,079	70,910	1,012,377	1,704,825	179,214	3,022,477	60.8
大間町	215	9,531	8,677	133,723	320,507	23,170	495,823	10.0
東通村	215	10,643	15,161	135,719	466,872	26,983	655,593	13.3
風間浦村	215	6,751	5,792	58,036	212,991	16,304	300,089	6.0
佐井村	215	6,893	5,931	61,041	200,564	15,846	290,490	5.8
野辺地町	107	5,548	-	87,210	-	0	92,865	2.0
横浜町	107	2,758	-	33,371	-	0	36,236	0.7
六ヶ所村	107	4,861	-	71,018	-	0	75,986	1.4
合計	2,253	101,064	106,471	1,592,495	2,905,759	261,517	4,969,559	100.0



# 主要な施策の成果



## 1. 民生費

### 児童福祉費

事業項目及び 事業費（決算額） 円	事業内容	事業効果
はまゆり学園管理費  106,470,374	はまゆり学園建物共済保険料 39,374円 はまゆり学園指定管理料 106,431,000円	<p>下北地域唯一の障害児入所施設として、児童の個性や発達段階に応じた指導を行っている。</p> <p>また、平成28年度より指定管理者制度を導入し、短期入所や日中一時支援事業も行うなど、施設の有効活用を図っている。</p>

○指定管理者　社会福祉法人　みちのく福祉会

※平成28年度から、指定管理者制度に移行

#### 年齢構成

(単位：人)

区分	令和6年度			令和5年度			増減		
	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計
10歳	1	0	1	0	0	0	1	0	1
11歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12歳	3	0	3	0	0	0	3	0	3
13歳	1	0	1	0	1	1	1	▲1	0
14歳	0	1	1	0	0	0	0	1	1
15歳	0	1	1	1	0	1	▲1	1	0
16歳	2	0	2	1	0	1	1	0	1
17歳	1	0	1	0	0	0	1	0	1
18歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	8	2	10	2	1	3	6	1	7

#### 利用実績

(単位：人)

区分	令和6年度	令和5年度	増減
入所	10	3	7
短期入所	430	322	108
日中一時	476	243	233

入所児童数の増加を目指し、町村の担当部署への訪問や、むつ養護学校との密な情報交換を通じて施設の理解促進に努めている。特に、むつ養護学校の体験学習の機会を活用し、児童・保護者に施設見学や事業説明を行うことで、入所・短期入所・日中一時支援の利用者の増加に繋がっている。

## 2. 衛生費

### (1) 塵芥処理事業

事業項目及び 事業費(決算額) 円	事業内容	事業効果				
塵芥処理関係費 981,985,182	塵芥処理費 963,045,100円	構成市町村から搬入される廃棄物の適切かつ効率的な処分を実施している。 また、搬入された廃棄物から資源を回収するなど循環型社会形成の推進にも寄与している。				
ごみ搬入量						
令和6年度						
(単位:t)						
区分	むつ市	大間町	東通村	風間浦村	佐井村	区分合計
可燃ごみ	16,333.91	1,665.06	1,512.40	460.01	460.30	20,431.68
不燃ごみ	712.81	76.67	155.76	19.28	28.25	992.77
粗大ごみ	665.70	73.32	57.46	18.87	8.92	824.27
資源ごみ	715.84	167.68	60.74	54.02	56.76	1,055.04
その他のごみ	8.94	2.24	0.78	0.00	0.52	12.48
高水分ごみ	78.47	0.07	1.38	0.00	0.00	79.92
合 計	18,515.67	1,985.04	1,788.52	552.18	554.75	23,396.16
令和5年度						
(単位:t)						
区分	むつ市	大間町	東通村	風間浦村	佐井村	区分合計
可燃ごみ	15,965.73	1,591.61	1,426.69	416.93	456.12	19,857.08
不燃ごみ	706.28	72.07	140.55	18.05	26.26	963.21
粗大ごみ	698.36	60.33	61.20	20.14	15.16	855.19
資源ごみ	711.14	159.64	61.55	44.17	55.91	1,032.41
その他のごみ	9.67	2.20	0.90	1.03	0.60	14.40
高水分ごみ	172.09	0.09	1.11	0.04	0.00	173.33
合 計	18,263.27	1,885.94	1,692.00	500.36	554.05	22,895.62
増 減	252.40	99.10	96.52	51.82	0.70	500.54
クリーンセンターしもきた資源化物回収量						
○搬入ごみから回収したもの						
(単位:t)						
項目	令和6年度	令和5年度※	増減			
古紙類	429	437	▲8			
缶類	109	239	▲130			
金属類	421	235	186			
小型家電	126	80	46			
合 計	1,085	991	94			

※令和5年度実績は、旧施設  
アクセス・グリーンによる。

(2) し尿処理事業

事業項目及び事業費(決算額) 円	事業内容	事業効果																																																																																																													
し尿処理関係費 657,759,613	むつ衛生センター管理運営費 657,759,613円	し尿処理施設として、住民の生活に欠かすことができない施設であり、環境への配慮を重視し、構成市町村から搬入されるし尿及び浄化槽汚泥の適切かつ効率的な処分を実施している。																																																																																																													
市町村別し尿・浄化槽汚泥搬入量 (単位 : kL)																																																																																																															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">令和6年度</th> <th colspan="3">令和5年度</th> <th colspan="3">増減</th> </tr> <tr> <th>し尿</th> <th>浄化槽汚泥</th> <th>合計</th> <th>し尿</th> <th>浄化槽汚泥</th> <th>合計</th> <th>し尿</th> <th>浄化槽汚泥</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>むつ市</td> <td>8,022</td> <td>32,454</td> <td>40,476</td> <td>9,976</td> <td>31,382</td> <td>41,358</td> <td>▲1,954</td> <td>1,072</td> <td>▲882</td> </tr> <tr> <td>大間町</td> <td>946</td> <td>2,601</td> <td>3,547</td> <td>1,005</td> <td>2,602</td> <td>3,607</td> <td>▲59</td> <td>▲1</td> <td>▲60</td> </tr> <tr> <td>東通村</td> <td>1,190</td> <td>2,037</td> <td>3,227</td> <td>1,296</td> <td>1,910</td> <td>3,206</td> <td>▲106</td> <td>127</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>風間浦村</td> <td>419</td> <td>765</td> <td>1,184</td> <td>368</td> <td>860</td> <td>1,228</td> <td>51</td> <td>▲95</td> <td>▲44</td> </tr> <tr> <td>佐井村</td> <td>596</td> <td>641</td> <td>1,237</td> <td>598</td> <td>697</td> <td>1,295</td> <td>▲2</td> <td>▲56</td> <td>▲58</td> </tr> <tr> <td>野辺地町</td> <td>1,552</td> <td>9,150</td> <td>10,702</td> <td>1,454</td> <td>9,021</td> <td>10,475</td> <td>98</td> <td>129</td> <td>227</td> </tr> <tr> <td>横浜町</td> <td>596</td> <td>1,346</td> <td>1,942</td> <td>733</td> <td>1,038</td> <td>1,771</td> <td>▲137</td> <td>308</td> <td>171</td> </tr> <tr> <td>六ヶ所村</td> <td>2,392</td> <td>3,493</td> <td>5,885</td> <td>1,699</td> <td>4,103</td> <td>5,802</td> <td>693</td> <td>▲610</td> <td>83</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>15,713</td> <td>52,487</td> <td>68,200</td> <td>17,129</td> <td>51,613</td> <td>68,742</td> <td>▲1,416</td> <td>874</td> <td>▲542</td> </tr> </tbody> </table>			区分	令和6年度			令和5年度			増減			し尿	浄化槽汚泥	合計	し尿	浄化槽汚泥	合計	し尿	浄化槽汚泥	合計	むつ市	8,022	32,454	40,476	9,976	31,382	41,358	▲1,954	1,072	▲882	大間町	946	2,601	3,547	1,005	2,602	3,607	▲59	▲1	▲60	東通村	1,190	2,037	3,227	1,296	1,910	3,206	▲106	127	21	風間浦村	419	765	1,184	368	860	1,228	51	▲95	▲44	佐井村	596	641	1,237	598	697	1,295	▲2	▲56	▲58	野辺地町	1,552	9,150	10,702	1,454	9,021	10,475	98	129	227	横浜町	596	1,346	1,942	733	1,038	1,771	▲137	308	171	六ヶ所村	2,392	3,493	5,885	1,699	4,103	5,802	693	▲610	83	合計	15,713	52,487	68,200	17,129	51,613	68,742	▲1,416	874	▲542
区分	令和6年度			令和5年度			増減																																																																																																								
	し尿	浄化槽汚泥	合計	し尿	浄化槽汚泥	合計	し尿	浄化槽汚泥	合計																																																																																																						
むつ市	8,022	32,454	40,476	9,976	31,382	41,358	▲1,954	1,072	▲882																																																																																																						
大間町	946	2,601	3,547	1,005	2,602	3,607	▲59	▲1	▲60																																																																																																						
東通村	1,190	2,037	3,227	1,296	1,910	3,206	▲106	127	21																																																																																																						
風間浦村	419	765	1,184	368	860	1,228	51	▲95	▲44																																																																																																						
佐井村	596	641	1,237	598	697	1,295	▲2	▲56	▲58																																																																																																						
野辺地町	1,552	9,150	10,702	1,454	9,021	10,475	98	129	227																																																																																																						
横浜町	596	1,346	1,942	733	1,038	1,771	▲137	308	171																																																																																																						
六ヶ所村	2,392	3,493	5,885	1,699	4,103	5,802	693	▲610	83																																																																																																						
合計	15,713	52,487	68,200	17,129	51,613	68,742	▲1,416	874	▲542																																																																																																						

(3) 下北地域新ごみ処理施設整備事業

事業項目及び 事業費（決算額） 円	事業内容	事業効果
新ごみ処理施設整備事業費 702,704,900	<p>新ごみ処理施設整備事業費 702,704,900円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下北地域新ごみ処理施設整備事業に係る設計監理及び工事監理業務委託 10,727,200円</li> <li>・下北地域新ごみ処理施設整備事業工事請負費 691,977,700円</li> </ul>	<p>令和5年度末をもって廃止となったアックス・グリーンの後を引き継ぐ新ごみ処理施設を整備し、下北地域の安定したごみ処理体制の構築に資すると共に、共同処理により運転維持管理費を抑制し、構成市町村の財政的負担の軽減を図る。</p> <p>令和6年4月1日から工事引渡前の使用承諾により供用開始し、6月の完成検査及び工事引渡しを経て無事竣工となった。</p>

### 3. 消防費

#### (1) 常備・非常備消防事業

事業項目及び 事業費(決算額) 円	事業内容	事業効果
消防費 3,719,209,619円	<p>消防本部費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本部費 364,462,260円</li> <li>・消防援助活動費 7,211,522円</li> </ul> <p>消防署費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・むつ消防署 473,942,255円</li> <li>・大畠消防署 271,304,028円</li> <li>・大湊消防署 280,172,836円</li> <li>・大間消防署 282,017,075円</li> <li>・東通消防署 429,544,326円</li> <li>・大間署庁舎建設事業費 513,186,103円</li> </ul> <p>消防分署費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・川内消防分署 216,469,335円</li> <li>・脇野沢消防分署 180,752,301円</li> <li>・風間浦消防分署 182,728,035円</li> <li>・佐井消防分署 173,528,260円</li> <li>・川内脇野沢分署庁舎建設事業費 45,712,570円</li> </ul>	下北広域における消防防災活動において、多様化・複雑化する災害への対応など、今後の消防活動を巡る社会環境等の変化を踏まえ、高度な知識及び技術の習得に努め、地域住民が安心して生活できるように体制を強化している。
非常備消防費	<p>・むつ非常備消防 60,323,110円</p> <p>・川内非常備消防 15,846,733円</p> <p>・大畠非常備消防 14,756,204円</p> <p>・脇野沢非常備消防 9,958,794円</p> <p>・大間町非常備消防 25,559,585円</p> <p>・東通村非常備消防 33,914,372円</p> <p>・風間浦村非常備消防 19,242,150円</p> <p>・佐井村非常備消防 23,802,895円</p>	
消防施設整備費	<p>・むつ署所施設整備費 94,774,870円</p>	

(2) 消防・救急活動状況等

事業項目及び 事業費(決算額) 円	事業内容			事業効果			
<b>救助活動状況</b>							
事故種別	区分	令和6年	令和5年	増減			
火災	出動件数	0	0	0			
	活動件数	0	0	0			
	救助人員	0	0	0			
交通事故	出動件数	100	99	1			
	活動件数	8	4	4			
	救助人員	11	6	5			
水難事故	出動件数	8	7	1			
	活動件数	6	6	0			
	救助人員	3	7	▲4			
風水害等 自然災害	出動件数	0	0	0			
	活動件数	0	0	0			
	救助人員	0	0	0			
機械による事故	出動件数	2	0	2			
	活動件数	0	0	0			
	救助人員	0	0	0			
建物による事故	出動件数	0	1	▲1			
	活動件数	0	1	▲1			
	救助人員	0	2	▲2			
ガス欠及び 酸欠事故	出動件数	2	2	0			
	活動件数	1	1	0			
	救助人員	1	2	▲1			
破裂事故	出動件数	0	0	0			
	活動件数	0	0	0			
	救助人員	0	0	0			
その他の事故	出動件数	2	5	▲3			
	活動件数	1	4	▲3			
	救助人員	1	4	▲3			
計	出動件数	114	114	0			
	活動件数	16	16	0			
	救助人員	16	21	▲5			
<b>火災概況</b>							
火災件数	区分	令和6年	令和5年	増減			
罹災状況等	建物	11	17	▲6			
	林野	0	2	▲2			
	車両	4	0	4			
	船舶	1	2	▲1			
	その他	4	6	▲2			
		計	20	27			
				▲7			
		焼損件数	24	23			
		罹災世帯	19	14			
		罹災人員	36	23			
		損害額(千円)	58,191	49,483			
		死者	3	1			
		負傷者	3	7			
		建物(m <sup>2</sup> )	1,954	667			
		林野(a)	0	105			
				▲105			
<b>事故種別救急業務状況</b>							
事故種別	令和6年	令和5年	増減				
出場件数	3,443	3,546	▲103				
搬送人員	交通事故	155	136	19			
	一般負傷	389	393	▲4			
	急病	2,400	2,452	▲52			
	その他	271	315	▲44			
計		3,215	3,296	▲81			
【対象期間：令和6年1月1日～令和6年12月31日】							

(3) 川内・脇野沢消防分署建設事業

事業項目及び 事業費（決算額） 円	事業内容	事業効果
川内・脇野沢消防分署建設事業費  45,712,570	川内・脇野沢消防分署建設事業費  ・発注支援業務委託料  ・川内・脇野沢消防分署庁舎建設事業 (建設工事)	45,712,570円  9,350,000円  36,300,000円  むつ消防署川内消防分署（昭和44年10月竣工）及びむつ消防署脇野沢消防分署（昭和49年7月竣工）は両庁舎共に老朽化が著しく、保有する消防車両の増加及び大型化、資器材の増加、勤務人員の増加などにより庁舎内が手狭となっており、令和8年度の新庁舎運用開始に向けて事業が進められている。

(4) 大間署庁舎建設事業

事業項目及び 事業費(決算額) 円	事業内容	事業効果
大間署庁舎建設事業費 513,186,103	<p>大間署庁舎建設事業費 513,186,103円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大間消防署庁舎建設工事施工管理業務委託料 30,127,350円</li> <li>・大間消防署庁舎建設事業造成・外構工事施工監理業務委託料 1,068,408円</li> <li>・指令端末装置及び救急デジタル無線設備移設業務委託料 10,120,000円</li> <li>・大間消防署庁舎建設工事 414,169,800円</li> <li>・大間消防署庁舎建設事業造成・外構工事 46,681,575円</li> <li>・OA機器購入費 8,778,000円</li> <li>・庁用器具購入費 1,557,820円</li> </ul>	<p>大間消防署の旧庁舎は、老朽化が著しく、構築物耐震診断では必要な耐震性能を有していないという結果が報告されていた。この状況を踏まえ、国道338号線沿い(大間警察署隣)に移転し、令和6年7月から新庁舎の運用を開始。更なる安全対策と消防力の確保及び機動性の向上に寄与し、地域住民の安寧秩序の維持と民生安定を図ることができる。</p>

